

## 厚岸町議会 第5期厚岸町総合計画審査特別委員会会議録

平成27年1月14日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） おはようございます。

ただいまから、第5期厚岸町総合計画審査特別委員会を開会いたします  
審査の方法についてお諮りをいたします。

議案の提案理由の説明につきましては、過日終わっておりますので、本日は質疑から  
行いたいと思います。

進め方につきましては、先日、委員各位にお知らせいたしましたとおり、初めに第5  
期厚岸町総合計画基本構想の1、総論につきましては、第1章から第4章までを一括で  
審査いたしたいと思います。

次に、第2の基本構想第1章も同じく一括で行い、第2章の施策の大綱からは各節ご  
とに審査を進めてまいりたいと思います。

なお、基本構想第2章各節の審査に入りましたら、今回から行動計画も議決要件とな  
りましたので、基本構想の第2章の各節と後期行動計画の各章が連動しておりますので、  
後期行動計画の各章、各節ごとの審査と並行し、審査を行っていきたいと思いますが、  
これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） それでは、異議なしと認めます。

早速、審査を進めてまいりたいと思います。

議案第78号 第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定について  
を議題とし、審査を進めてまいりたいと思います。

まず、第5期厚岸町総合計画基本構想、1、総論、第1章から第4章まででございま  
す。

ページ数は、1ページから13ページとなっておりますので、ございませんでしょうか。  
10番、谷口委員。

- 谷口委員 細かいことになるかもしれないのですが、ちょっとお伺いをいたします。

第2節基本構想の見直しと後期行動計画の策定についてということになっているので  
すが、その中にこの総合計画の議決について議会の議決を経て定めることといたしまし  
たというようになっているのですけれども、以前にこの内容を議員協議会だったと思う  
のですが、課長が説明している中でこの計画については議会も責任を持っていただくこ  
とでこういうことにしたというような説明、私の言い方がまずいかどうかは別として、  
そういうような言い方をしたように私は受けとめたのですけれども、その内容はそうい  
うふうなことでいいのかどうなのか、ちょっと説明をしていただきたい。

それから、第4章に計画策定の背景、時代の流れというところがありますけれども出生率の低下という言葉がありますが、これは何を指して出生率の低下ということで言っているのか、その辺を教えてくださいと思います。

それからもう一つ、最後の国の政治の変化ということで、地方創生について書かれているのですが、地方順守の姿勢が強く示されているというふうになっているのですけれども、これが私は今後、どういうふうになっていくのかがわからないけれども、これを安心して、この内容で今後も町は進めていくということとやっていくのかどうなのか、そのあたり説明をしていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

まず最初に、第1章第2節の基本構想の見直しと後期行動計画策定に当たってということで、議員協議会説明をさせていただいた折りに、私のほうから議会の責任についてというような説明があったということでしたが、これにつきましてはこの地方自治法の改正によって、総合計画を策定する、策定しないは独自の判断にゆだねられたということ、それで町長のほうからその際の提案理由の中にも触れておりますけれども、今回は後期行動計画、一般的には基本計画と言われている部分でございますが、厚岸の場合には行動計画という呼称を使っておりますが、それにつきましても議会の議決案件にさせていただいたという部分では、基本構想、基本行動計画ともに議会の議決を経て策定をする、そしてこれを推進するという意味合いからいくと、法的な義務に基づいてつくったのではなくて、今回のこの見直し、さらには後期行動計画というのは厚岸町の独自の判断のもとに必要性を感じて計画を策定すると、それを議会の議決を経ることでは、町民の皆さんと一緒にやってこのでき上がった計画については進めていくという趣旨のもとに、そのような表現をさせていただいたということでございます。

それと、第4章の計画策定の背景、第1節時代の流れの中で出生率の低下という表現がされていると、何を持っているということかと思いますが、この第1節の時代の流れにつきましては、厚岸町に限っての表現をさせていただいているわけではございません。厚岸町の部分もありますし、道内、国内、さらには世界的なこの今、計画策定をしようとしているときの時代の流れをここに記載させていただいております。

1のこの人口減少と急速な少子高齢化という部分では、日本全体のことをとって言わせていただいております。今、後ほどの質問ともぶつかるのですが、地方創生と言われている部分では、どんどん日本全体の人口の増加から今、減に転じている、そして日本全体としては出生率が低下している、特に都市部では著しく出生率が低下しているという部分で、これからは人口減少に著しい人口減少に入っているという国内の状況をここでは記載をさせていただいているということでございます。

それと、地方重視ということで、この7番目の項目で国の政治情勢の変化ということとでございます。今、言ったような少子高齢化というか、日本全体の人口が著しく低下する恐れがあると、そして一部の研究する団体のほうからすると消滅可能性都市という言葉でも出てきているという中では、国においても地方を首都圏、それも大事でしょうけ

れども地方も重視を今まで以上にしていかなければならないというもとで、地方創生に関連する法案の制定もされております。

そういった国の動きがある中で、厚岸町としても、厚岸町も地方でございますので、そういった国の動きをキャッチしながら、こういった計画を策定しながら施策をこれから進めていかなければならないという時代の背景という押さえをさせていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それで、議会の議決の問題はそういうことでわかりました。

それから、この出生率の問題なのですけれども、昨年、厚生労働省は人口の推移を発表しております。出生に関して。

それで、出生数は減っている、出生数は。ところが、合計特殊出生率は2005年を底にすると現在は上がっているのです。これは出生数をあらわしたグラフです。出生数は確かに下向き、ところが合計特殊出生率は2005年から上に上がってきている、何でこれが上がってきているかというのもあるのですけれども、そのあたりをやはりきちんと押さえないとだめではないのかなというふうに思うのです。

これについては全然考えていないのか、どうなのか。まだ、別な考え方が出生率にあるのか、それらあたりも含めて説明をしていただきたいというふうに考えます。

それから、この地方創生についてなのですが、間もなく地方選挙があると、一斉地方選挙があるということもありますから、政治はそういうものに向かってさまざまな動きをするということは当然、重視、考えられます。

しかし、国政全般に見ると本当に地方重視を考えているのかということでは、私は非常に疑問を持っているものであります。大都市だとか、それから大都市を結ぶ、そういうものは非常に大規模な投資が行われていますけれども、それは継続して行われていると。

ところが、地方に向かっては本当に地方が必要なもの、そういうものをどうしようとするのかということに、やはり地方の声が吸い上げられた上で地方創生が進められるのであればいいのですけれども、以前、厚岸の役場にも盛んにはやっていましたけれども、どれだけ成果を挙げたか、成果主義みたいな、各自治体を通知箋で評価するような、そういうものをして、そして本当にやる気があるところにはお金を出すけれども、そうでないところにはお金を出さないというような考え方が上のほうであるというのが、地方自治法の原点からいっても私は変ではないのかなと思うのです。

言葉では重視をすると言いながら評価をして、その評価に基づいて交付金だとか、いろいろなもので面倒見ようというようなやり方というのは、私には到底納得いかないのですけれども、この内容がそれとどういうふうに結びついているか、それらあたりももう少し詳しく説明していただきたいというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から人口問題についてお話、出生率です。

ご承知のとおり出生数、それから出生率と、今は谷口委員から率の問題のお話でありますので、率についてお答えしながら数についても関連ですからお話させていただきたいと思いますが、人口が今、減少しています。

そういう中で、人口を維持するためには出生率は2.07%でなければならないということなのです。それで今、施策として最終的には1.8%まで持っていこうというのが今の国の施策であります。

そういう中で今、上がったのです確かに。1.43%になりました、以前からすると。そういうことで、将来に向かっての1.8%を目指すというのが政策になっているわけですが、そういう中で実は厚岸町は平成14年から子供の数が、生まれる数ですが100人を割りました。その以前は100台で子供が産まれていたわけでありまして。反対に死亡者がふえてきました。事実、昨年1年の平成26年度の数字を見ますと、生まれた子供が62人、亡くなった方々が112人です、倍お亡くなりになったという数字になるわけでありまして、こういう状態の中で人口減が続くということは事実なのです。

そういう中で、今回の地方創生という、これは字の使い方もどうかと思うのですが、今回の問題になっております創成会議、これは成という字になっています。国のほうは生という字になっています。中身は一緒なのですが、どうしてこういう字の読み方の書き方になっているのか研究したいと思いますが、そういう中でやはり少子化に向かっての地方をどうあるべきかというのが中心になっているのではなかろうかと、私はそのように理解をいたしているわけでごさいます、そういう意味において人口減というのは大変な地方にとっては課題であり、しかもこれは国にとっても大きな政治課題であるという認識を持っているわけでごさいます、そういう意味でこの第5期総合計画においてはやはり視点を変えて人口減、または少子化、高齢化等々に積極的に施策を講じていかなければならないと、そういう考えで視点に立っておりますのでご理解をいただければと思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町長よく押さえておられて、特殊出生率が上がっているというふうにお答えになっていますけれども、何でここにきて今まで下がっていたのが上がってきたのかというと、やはりそれぞれの皆さんがやはりこのままではまずいということを考えているのと、一つには経済、家庭経済といいますか、それがある程度、安定しないうちはなかなか子供を生み育てることはできないということだと思っております。それがずっと今まで合計特殊出生率を押し下げる原因になっていたと思うのです。

それで、最近上がっているのは何なのかなというのと、このグラフなのですけれども、30歳から34歳の方、あるいは35歳から39歳、40歳超える人もなのですが高齢になってから子供を生み育てるという状況になってきているのです。

ですから、依然として若い人は減っているのです。出生率は。だけれども、ある程度の年齢になってから出生率がふえているという状況は、やはり今の社会状況だと思うのです。晩婚だとか、なかなか簡単に結婚できないということで一定の年齢に達してから

結婚して、それから子供を生み育てるという状況になってきているということですから、それを支援するような方向をやはりきちんと考えていかなければならないということで、率の問題はやはり今、変わってきているわけですから、出生数の減少はあると思うのですけれども、出生率についてはどのように変わってきている面があるのですから、その分はやはり修正すべきではないのかなというふうに私は考えるのですが、いかがでしょうか。

それから、そういうことを含めてこの地域創成についてもその辺をこの町で暮らしやすい、そういう町を目指すのだということがこの中に盛り込まれていけば最高の計画ではないのかなというふうに思うのです。総論の部分で言いますと、そのあたりはどういうふうに考えているか、もう一度お願いいたします。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほども私、お話ししましたけれども、これは厚岸町に限ってのことではないと、この部分は。という中では、先ほど町長のお話にもありましたけれども、人口を維持するためには合計特殊出生率が2ないと基本的には維持はできないという中で、全体として1.4何ぼということで、若干上がってきているかもしれませんが、今の合計特殊出生率が1.4何ぼということで、若干、上向きになってきている状況はありますけれども、日本の人口の大部分というのが首都圏のほうにいます。首都圏の部分は、出生率がまたさらに低いわけです。これは1.4何ぼという、地方も全部含めて、日本全体の特殊合計出生率ですけれども、首都圏についてはもっと低いという中では、限りなく日本全体のここの主語は我が国の総人口はということによっております。

そういう2までいかない、1.4ということは、このままの状況でいくとどんどん、どんどんさらに人口は減少していくという状況にあるということを実感させていただいておりますので、これについてはご理解いただきたいと思いますし、それと厚岸町においてもまだまだ合計特殊出生率高いわけでございけません。今のままでいくとどんどん、どんどんまた人口減少するという中では、国で言われている地方創生という部分では地方重視という部分では今、国は総合戦略を閣議決定をいたしました。平成27年度中には各地方公共団体において地方版の総合戦略を策定してくださいというような動きになってございます。

当然、厚岸町としても、その総合戦略策定に向けて取り組むという考えでおりますが、その中においては厚岸町を存続させると、維持させるということになって必要なことは、当然、人口減少を抑えるということでもございます。

そうしたときに、どういうふうにして人口を抑えるのかというと、厚岸町の人口減少の大きな要因というのは若者の皆さんが流出をしてしまう。なぜ流出をするのか、進学をする、あるいは就職をするといった際に自分の夢をかなえる場所がないということで、地方に出ていく方が多い状況であります。

そういう若い方々が地元から出ていくということになると、今度は子供を生む世代の方々も、また少なくなるということで、悪い循環をしております。これは、厚岸町に限っ

てのことではなくて、地方都市、いずれもそのような状況にありますけれども、そういった部分では、これからの部分はこの地域版の総合戦略を策定する中においては雇用であるとか、就業環境の改善に向けた取り組みであるとか、あるいは子育てのしやすい環境、出産のしやすい環境、そういったもろもろの部分のことを加味しながら総合戦略というのは組んでいかなければいけないとは思っております。

そういった時代の流れがあることを、この総合計画の見直しの際にも厚岸町としては捉えて、そして各行動計画の中に考えられる方向性を位置づけさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何点かありますので、1点ずつお聞きさせてください。

まず一番最初に6ページ、計画の構成と期間というところがございます。このところで、これは円錐形をあらわしているのだろーと思いたしますが、図がございまして、基本構想、行動計画、実施計画と3段階になっております。

第3章と大きな字があって、その下に本計画はという、これは厚岸町総合計画基本構想ではなくて、基本計画を厚岸町総合計画をあらわす、それでよろしいですね。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この第3章、計画の構成と期間、本計画はというのは第5期厚岸町総合計画はということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、その中には上から順番に基本構想、行動計画、実施計画という三つがあると、そういうことです。

それで、ちょっと5ページに戻っていただきたい。5ページでは、総合計画と個別計画という図がございまして。この個別計画というのは、現在、全部で38ある、例えば厚岸町豊かな環境を育てる基本計画、厚岸町水鳥観察館運営計画とあって、ずっと来て38番目が第3次厚岸町財政運営基本方針というものでございます、これが個別計画ですね。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 5ページでいう、この体系からいきますと、この楕円形の総合計画、これは6ページでいう基本構想から実施計画までの3構想、それを補完する形で個別計画というものがあるということで、この個別計画は今、委員言われたとおりでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 そうしますと、ここの文章の中に各分野において策定する個別計画は総合計画に沿った内容で策定されます、こういうふうに書かれております。

そうしますと、この38の個別計画というものは3カ年実施計画の内容に沿って決められるというふうに考えてよろしいわけですね。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 総合計画では、基本構想、行動計画、実施計画の体系であると。

基本構想は、始期の22年度から31年度でございますから10カ年計画と、後期行動計画については前期が今年度まで、後期が31年度までということで今回、新しく策定すると。

実施計画については、これは3カ年ですけれども、毎年度ローリングするという形の計画でございます。

個別計画は、そういった総合計画の目指す方向、あるいは施策の示された基本方向を具体化するために、より具体的な内容を個別計画のほうで補完をして、総合計画の目指す姿を実現するために策定をする計画ということになると思っております。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 そういう話を聞いているのではないのです。上位下位の話を知っているのです。

そうしますと、総合計画でもって第5期厚岸町総合計画で決定した内容、それを補完するものとして、その下に個別計画があるわけです。そうすると、この事務事業という実施計画は、個別計画の上位にあるわけですね。そうすると、個別計画と違う内容があったとしても、具体的にそごがあったとしてもそれは、総合計画のほうが優位ですから、そうすると3カ年実施計画というのは、個別計画にとらわれないでつくることも可能であると、そういうことになりますよね。ということなのですかと聞いている。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 先ほど言ったように、その実施計画と個別計画との関係になりますけれども、実施計画については毎年ローリングをさせていただいております。

それで、その実施計画を策定する際には補完する個別計画で位置づけられたものも参考にしながら、基本構想なり、行動計画で示した、その実現に向けて毎年度、何を実際に事業化、着手すべきかということを判断をしながらローリングをしていくものでございます。

個別計画というのは、それぞれの計画によって計画期間は異なります。ある程度の一定の5年なり10年という一般的な計画期間でございますので、実施計画がこれは例えば

3年間でございます。新しく、この後期行動計画が策定されれば、これに基づいた実施計画というのが第6次ということで走るわけでございますが、そういった部分はこの個別計画の期間内全体でございませぬ。

ですから、そういった個別計画の参考にはしますけれども、個別計画に位置づけられた事業であっても、この実施計画に位置づけられなければ事業の実施は、あるいは予算づけはされないというような位置づけになっている。

ですから、個別計画よりも総合計画、実施計画のほうが上位に位置するということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それはおかしいのだということを言っているのです。

だって、個別計画としてこのところに出ているのは基本計画ですよ。名前は基本計画とついていないものもあります。要するに、一つ一つの施策ではなくて、その分野のちょうど厚岸町全体のものでいうと、厚岸町総合計画というのが基本理念を決めているように、それぞれの分野のこれから5年なり、10年なりの、スパンによってはそのぐらありますけれども、こういうことをやっていくのだと。そして、数値目標まで入れているものについては、何年にはここまでやって、そのときには例えば指標となる数字については、ここまで持っていきたいのだということに記載されているのです。それが3カ年ごとにローリングする、実際の事務事業のときには単なる参考に過ぎないのかというのは、これはおかしいのです。考え方として。

だから、結局、5ページのいうこの総合計画というときに、あなたたちの頭にあるのは、これは行動計画でないのかと思うのです。全体としての。それぞれの総合計画の中で各分野から見ると大まかに書いてあるのです、その部分を補完する部分として、それぞれ個別計画というものがあって、そしてそういういわゆる基本構想と行動計画に基づいて、そして3カ年ずつローリングしていく、この3カ年実施計画というので予算がついて、具体的にいくというのが実際のやり方ではないのかと、そうやって現実に今、行われているのではないかと。

それが、ここで計画の位置づけというところに楕円でもって総合計画と書いてしまったものだから、今のような非常に無理な、私に言わせると、理屈づけでもって、3カ年でローリングしているのだからとか、いや実際に実施しなかったら幾ら個別計画で決めたって意味ないのだとかいう話に落ちてしまうのではないのかと。

このところの図は5ページと6ページの間にそこがあるのではないかというふうにするのですけれども、それでこのところに38に出ている個別計画と言われる基本計画ですね、これをつくるのには随分なエネルギー使っているでしょう。

そして、いろいろな調査をし、場合によっては何オピニオンと言いましたか、町民の声も聞き、アンケートもとって、あるいは場合によってはコンサルまで入れて、そして練り上げているわけです。それぞれの分野においては、まさに基本計画なのです。

そして、必ずその基本計画の説明のときには厚岸町総合計画との結びつき、そういうことも微に入り細に入りになって説明がありますよ。何とか委員会と、あるいは何とか

審議会というものが恐らく、大抵、この中には入ってくるのではないかと思います。そしてやっているのです。

それが、3年に毎年ローリングする、実施計画の単なる参考に過ぎないというなら、審議委員だとか、その何とか委員会という人たちはひっくり返りますよ。これはおかしいと思います。もう一度ご答弁いただきたい。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 総合計画、個別計画は今現在38あるということでございますが、行動計画でいう節、全体とかなり数があるのですが、それに全ての節に応じて個別の計画があるわけでもございません。

基本は、総合計画を組み立ては構想を、将来像を見据えて、そしてその実現のために基本的な方向を行動計画で定めて、そして実施計画でもって毎年度、こういった順番で施策事務事業を進めていくのかという体系になってございます。

ただ、その行動計画といっても、その基本的方向というのは示しておりますけれども、十分、詳細な部分にわたっても表現し切れていない部分もある、あるいは期間的な部分を考えるとマクロ的な表現になっている部分もあるという部分では、各分野において、必要に応じて個別計画をさらにつくるということでできているのが、この38という計画になってございます。

ですから、総合計画の考え方というのは基本構想があって、行動計画があって、その実現するために毎年度、向こう3年間こういった事業をこういった順番でやっていくのかという方向を示すと。その総合計画で補完し切れない部分を個別計画を策定をして補うという形で、この38があるということでございますので、考え方としてはこれは5年前のこの基本構想、当時の策定するときも同様の議論があったようでございますけれども、そういった考えは変えずに実際進めているということでございますし、私、先ほど参考という言葉を使わせていただいたわけでございますが、適切でなかったかもしれません。

ただ、そういった個別計画を実施計画策定するに当たっては考慮しながら、取り進めているということでございまして、あくまでも個別計画にあるからということではなくて、その個別計画にあるから事業を実施するためには、まず3カ年実施計画の中で位置づけていただいて、そして予算化に向けて取り組んでいるということでございますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今のあなたの答弁の個別計画という言葉を行動計画という言葉にかえた、全くそのとおりになります。行動計画にあるけれども、実施計画のときにも予算づけができなければ具体化することはできない。だから、行動計画に従って3カ年の実施計画をつくっていくのだけれども、そのときに必ずここでもってやると書いてあるから、できるとは限らない。それで、予算の関係があるので、ローリングをしながらやっていく、

こういう今のあなたの答弁は、個別計画という言葉を行動計画という言葉に置きかえても全くそのとおりですよ、違いますか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 行動計画という部分をいくと、どちらかというとも5年間でこういった方向に進めなければならない、こうしていくべきだという基本的な考え方を書いてございます。

それほど具体的な事業が羅列されているということではございませんけれども、逆に個別の計画につきましては、個々具体的な表現もされているものも計画によりますけれども、あります。

ただ、そういった個別の計画において、ものによっては年次的な位置づけもされているものもありますけれども、そういったものはこの総合計画で3カ年の実施計画に位置づけられて、そしてそれに基づいて予算のほうに計上させて、議会に議決を得なければ事業を実施できないという部分では、個別の計画で位置づけられているから事業実施ができるということではなくて、その個別計画に基づいて実施計画の中で位置づけるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 答弁しながら考えているような答弁はやめてください。そんなこと当たり前でしょ。予算つかなかったらできないのだから。

私が言っているのは、この個別計画と、ここのところ5ページに書いているものは、実は行動計画の一部をなすものでないのかと言っているのです。この3段の構想、行動計画、実施計画という3段の下に個別計画というのが外にあるのではなくて、このいわば基本構想、行動計画、実施計画という総合計画ができていますね。これは全体を書いていますから、それぞれの分野についてはまた、ここで書ききれないし、またそれぞれの状況に応じて見なければならないものもあるわけです。片方が10年、途中で見直しをかけても5年ですけども、場合によっては3年程度でもって、状況に応じてある分野では見直しをかけるというのもあります。

したがって、総論としてはこの厚岸町総合計画の行動計画なのだけでも、いわば各分野に関しては、この行動計画を補完するものとして個別計画がある、そしてそういう行動計画、個別計画を含めた行動計画を見て、その示された方向に従って、あるいは相当程度、具体化しているものもあるでしょうけれども、それはいろいろだと思う。

したがって、この3カ年の実施計画というものが行われるというものではないのかと聞いているのです。

だから、この何か総合計画と全く違うところに個別計画があって、しかもそれはこの3段階ピラミッドの下位に存在しているというようなものではないでしょうということを言っているのです。

その具体的に予算がつかなければできませんとか、そんな話はいいのです。上位下位

の問題なのです。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者言われることも十分、私も理解できるのですけれども、考え方としては個別計画である部分というのは、基本構想なり、行動計画の中で方向性は示しております。

ただ、そしてその基本構想なり、行動計画で示した実現するために実施計画を策定するという構成立てにはなっておりますが、そのものによっては行動計画で理解できるような詳細にわたった内容を限られた文書量の中でございますし、十分な計画の方向性というか、具体的な進め方というのを示し切れているわけではございません。

そういった部分につきましては、この総合計画を補完すると、あくまでも補完すると、総合計画で示した方向なり、それを実現するために必要に応じた個別計画を策定をする、当然、その際には総合計画との整合性を図らなければいけない、それは当然のことでございますけれども、そういった位置づけで、個別計画というのは策定するというものでございますから、行動計画の中に、行動計画の下に個別計画があって、その下に実施計画があるべき姿ではないのかなということを質問委員は言われているかと思うのですけれども、あくまでも総合計画としてはそういった基本構想、行動計画、実施計画と、その第5期厚岸町総合計画で十分、尽くせない部分については必要に応じて個別計画を策定をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これは上位法下位法の問題なのですよ。それで、中に入ろうと横にやろうといっても、私は個別計画というのは行動計画と同列にあるのではないかなと。

それでないと、3カ年実施計画のほうが優先するのであれば、それに反するような個別計画をつくるわけにはいきませんよね。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 当然、3カ年実施計画は1年次、2年次、3年次とあります。1年次目につきましては当該年度でございますのであれですけれども、2年次、3年次目につきましては、そういった時代の流れというのは一年一年目まぐるしく変わる部分もございます。

ですから、皆さんもご承知のとおり、3カ年実施計画で2年次目、3年次目に位置づけられたものであっても、翌年、見直しによって登載から外れるもの、あるいは新しく登載されるものというものも当然出てきてまいります。

そういった意味では、実施計画と相反した個別計画は基本的にはあり得ない話でございますけれども、そういった個別計画の策定によって翌年度行われる実施計画の中において、その見直し、検討の中でそれも加味した中で実施計画の見直しが行われるという

ことは十分あることでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 あなたの言い方矛盾しているの。それだったら、3カ年実施計画というのは、来年ローリングになるのだから、来年度のところに書いてあるものについては効力ないと言っているのと同じです。ローリングするまでは3カ年実施計画というのは効力あるのですよ。再来年やりますと書いていたら再来年やるのです。

ただ、次の年にローリングして一部変われば、去年書いていたものがことしなくなった、それはあるでしょう。でもそれは、新しいローリングで、新しい都市の3カ年実施計画ができたからでしょう。

そうする、今のあなたの話だというと、来年ローリングされてなくなるかもしれないから、今その部分については考えなくていいのだと言っているの同じではないですか。それ、違いますよ。

だから、どこまでも私が言っているのは、この個別計画というのは何か非常に軽く見ているけれども、それぞれの分野においてはちょうど教育関係法がいろいろあると、その上に教育基本法というのがあります。条例でも厚岸町は商工業者の振興のための基本条例というのをつくりました。

あれは、個々具体的に各条何項の部分で予算づけをするというような具体的なことは書いてあります。基本法だから。

この個別計画というのは、それぞれの分野のいわば基本法、基本条例的な位置を占めているものも非常に多いのです。全部と言ってもいいでしょう。

それに従って、その分野でもっていろいろな施策が行われているのです。それが、ここでいう基本構想、行動計画、それを補完するのだからというならわかるのだけれども、3カ年実施計画まで一緒にした厚岸町総合計画の会議あるのですというのは実際にやっていることとは違うのではないですかと言っている。

これ、何でこんなにこだわるかということ非常に大事な話なのです。というのは、条例があって、規則があって、そしてそれぞれ訓令やいろいろありますよね。だから、国でいうと憲法があって、法律があって、政省令いろいろありますよね。そういう上下関係というのは法にはきちんとあるわけです。

だから、政令でこういうことをやったから、それに矛盾する法律をそれに従って変えましょうというものではないのです。税法などにはよくあるでしょう、税法が変わると税条例変えなければならないです。それは上位下位の関係にあるからです。

そういう意味で言って、やはりこの個別計画の位置づけというのはきちんとしておかないと、結局、会議のこの場合には法という言葉を使っていいかわからないけれども、準じて言えば下位法に従って上位法を後からつじつまが合うように合わせる、なんていうことが行われるのだったら、この厚岸町総合計画をみんなでお互いの理念、夢を語りながらつくっているわけでしょう。その意味が非常に少なくなってしまうのではないかと、こういうことなのです。

だから、上位下位の問題については、やはりきちんとした認識を持っていくことが大

事ではないかと、そういうふう思うわけです。

もし、今すぐここで結論を出さなくても、この問題については5年前にも私、指摘しているのです。でも、そのときも結局、後から当時答弁をした担当者もこの役場にはいないのだけれども、お前の言っているのはそういうことだったのかと言われて、ああそうか私の質問がへたで通じなかったのだなという記憶があります。この点に関しては、やはりきちんとした検討をしていただきたい。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

上下の関係のお話であります、明確な認識を持つべきであるというようなお話もございましたが、総合計画は申しわけありませんけれども、どういうものであるかということをやっと若干、説明させていただきたいと思いますが、厚岸町の総合的かつ計画的な行政運営の指針になるものでございまして、厚岸町は町づくりの目標、何をすべきか、事業、何をやるか、またそれに対する実現化方策を示すのが総合計画なのです。

さらにはまた、今、お話がありましたとおり、38にわたる厚岸町の個別計画がございまして。そういう意味においては、最も大事なことはどのように個別計画と整合性を確保するかということでございます。

先ほどから実施計画云々なっていますが、総合計画は3層構造でございます。そういう意味において、実施計画、厚岸の場合は行動計画、実施計画、それから基本構想ということになっているわけですが、そういう意味でやはり整合性を個別計画と確保するということが、これからの行政運営にとっても重要な課題であろうと思っております。

ですから、そういう点でご理解をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 同じ話を何遍も繰り返すのも時間の無駄ですので、これでやめますけれども、個別計画の位置づけについては非常に曖昧であるということは指摘しておきます。整合性を図る、それは当然のことです、町長のおっしゃるとおりです。

ただ、その整合性を図るためには、このいわば3段構造の中のどこに位置づけられるのか、ということが明確になっていなければ、整合性の図りようないのです。ということ指摘しておきまして、次に行きます。

次に、第4章計画策定の背景というところなのですが、ここがいいのか、もしくは、いやいやそうではなくてほかのところをもっといいのだと、まちづくり課題とか、そっちのほうがいいのだというのであれば、それは教えていただきたいのだけれども、今回、厚岸町は昨年、これ厚岸町にとっては根幹を揺るがすゆゆしき事態であるという認識のもとに議会では核廃棄物最終処分場をこの町にはつくらせないということの、まず議会で宣言の決議いたしました。

これはもちろん、町長の非常に強い明確な意思を答弁で示していただいた、それに従っ

ているわけです。

また、町民の中からもそういう不安を背景にした署名運動も起きています。そういうみんなの一致した声によって、宣言も行われたし、新年度予算につけてそういうアピールも表示版ですか、これを立てるという話もありました。

やはりこれをどこか基本構想の、例えば一つの考えとしては第1節時代の流れの4の環境問題の深刻化というようなところに載せるのか、あるいはまちづくりの課題というようなところに載せるのか、やはり基本構想の中でこの意思を明確にしておいたほうがいいのではないかというふうに思います。

これは厚岸町のそれこそ存亡にかかわるような、非常に根幹に関する問題であると、そのように考えましてそのように思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 極めて政治的判断の問題だろうと、そのように考えております。

そういう意味で議会の意見書、さらにはまた決議等を含めて、さらにはまた町民にこの点についての強い意志をあらわすということで議会審議を通じて私も意志表示をさせていただいたところでございます。

実はこの問題、私も大変悩んでおりながらも、しかし最終的な政治判断いたしました。冒頭に私、政治判断と言ったのはそこなのです。国のほうもいろいろな研究会とか、そういう環境の中ではいろいろな釧根原野とか、海岸とか、いろいろな意見が出てきますけれども、実際に国のほうから話もない、何もない、そういう動きの中、それからもう一つ、この機会に明確にしておきたいと思いますが、あの署名運動の署名者は1万2,000人でした。すごいでしょ、そう思うのです私も。

しかし、厚岸町民がしからばどれだけ関心あって署名したくれたのかと、100%を1万2,000人とするならば15%だけなのです。85%は町外なのです。そういう実態を見るとなぜこういうことになるのか、これだけ議会でいろいろなご意見もあり、また私自体の決断もしながら、こういう大きな課題、受けられないという意味をしたことについて、そういう結果であるということも署名について、私ここで初めて言います、厚岸町長としてやはり住民の生命と財産を守るということで、町民がどのぐらい意思の確認あるのかなということではいろいろと町長として精査させていただきました。

その結果、そういう数字に相成ったわけではありますが、しかしながら核の受け入れをしないということは、これは今後の市政として重要な課題だろうと、そのように思っております。

そこで、総合計画の中で明記したらどうかというお話であります。この問題についてはまだそういう実数がない中で、私としては明確な記載として総合計画の中に載せるのがいいかどうか、これは改めて考えるべきことであろうと思いますので、ここで即答を、いやそのとおりですという議論までは、私は表示しなくても既に議会として、または団体意思、すなわち議会と行政の意思として受け入れないという決議をした課題でありますので、それをもって今後の行政の中でこの課題を大切にしながら推進をしていくべきことであるというように私は考えますが、これは答弁としてお話しするわけではありますが、どうかそういう意味で、その意思はよくわかりますが、総合計画の中でそういうものを明記するということがという

のは、先ほど総合計画の意味というものをお話ししました。目標も大事でありますし、事業実施方策等々考えますと、総合計画の中で明記しなくても既に理解されている問題ではなかろうかと、そのように思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 この問題に関しては町長も言うまでもないと、非常に重く受けとめていらっしやいまして、この基本構想というのは厚岸町の理念をあらわすものですよね、その中に載せたいかどうかというのが、100%そんなものは要らないよというようなことではなくて、非常に重要なものとして考えた上での今の発言であるというふうに理解いたしまして、ここでやめます。

それで次です、13ページ、まちづくりの課題というものが12ページから始まります。その5番目、町民への主体としたまちづくりの推進ということがありまして、これは前と文書が変わっていないのではないかと思います。

それで、これから言うところが変わってくるのです。地方分権の進展により地域の自己決定、自己責任の原則により個性あるまちづくり云々という言い方をしているですね。これ、5年前のこのもっとさかのぼりますでしょう、原案つくっていくときには、その時代には国だとかそういうことで、結構、自己責任の原則とかというような言葉を多発していた時代ではないかと思うのです。

ただこの国や、あるいは自治体が自己責任の原則というのを振り回すときには、得てして行政が本来やるべきものを個々人や地域の責任にすりかえてしまうというようなことカモフラージュするための一つの便利な言葉として使われてきたという反省は今あるわけです。

私は、この地方分権の進展によると、地方分権の進展によると、地方分権ということがきちんと書かれていますから、そうしたらあえて地域の自己決定、自己責任の原則によるとというようなこの言い方、要らないのではないかと。

へたをすると、地域が何か失敗したりしても、国は一切面倒なんか見ませんよと、あなたたちの尻ぬぐいはいたしませんと、あとは自分でもって勝手にやりなさいというようなものなのですと、何も厚岸町が言う必要がないわけですから、これは地方分権の進展により地域の個性あるまちづくりだといったほうが文書としてはきちんとするのではないかと、言いたいこともむしろ通じるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この文面についてはご質問されたとおりに変わってございません。これまでの構想の部分から。

地方分権、進展をしてきて大きく厚岸町のほうで変わってきているというのは権限移譲という部分で、どんどん、どんどん厚岸町のほうにも権限が移譲されてきております。

ただ、北海道から基本的には移譲という形になるのですが、基本は手挙げ方式で法的

な移譲を除けば、これだけ北海道が今持っている中で許される範囲の中で求める自治体に応じて権限を移譲するという形で今まで進められております。

当然、手挙げ方式によって権限を移譲されれば、こういった自分のみずからの決定、それとその判断した許認可等々については責任が及ぶと、そういうことが求められている中で、住民ニーズにきめ細かな対応が必要になってきているという今、流れをこちらのほうで表記をさせていただいているところでございます。

今、質問された委員言われるとおり、自己決定、自己責任の原則という部分をとっても、文言、意味合い的には十分、通じるものであるとは思いますが、受ける私どもとしては、それを権限移譲を受けるに当たっては、当然、こういった責任が厚岸町に伴うという思いを持って、やはりそういった地方分権に対応する必要があるだろうということで、これにつきましては変更していないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 お聞きしていると事務の流れとしての権限移譲のシステムだとか、そういうものが非常にやはり担当者としては目の前にあると思うのだけでも、これ読むの町民なのですよね。そのときに通じるかなということです。

むしろ、それも一部ですよ、一部というか相当、大きな一部です。だけど、それだけではないわけでしょう、地方分権に伴っていろいろなものが、いわゆる厚岸町の選択の道はふえているわけです。

そういうものをいろいろ利用しながら、個性あるまちづくりをつくっていくという全体をあらわすのであるならば、地域の自己決定、自己責任の原則においてということと言わないで、個性あるまちづくりをやっていくのだといったほうがいいのではないかとというのが私の考えなのです。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 言われる部分、十分ご理解できますけれども、こちらの文面にも書いているとおり、地方分権というのは押しつけではありません、国からの。地方に、住民により身近な自治体が責任を持って住民サービスを行うこと、これが重要だという中では、従来の国から都道府県、そして市町村という部分ではなくて、道東というか、国、上下関係ではなくて、地方の自治体も必要な権限を持つことによってより住民のサービスができるというものについては、国の法改正、あるいは北海道の条例改正等に基づきながら権限移譲、あるいはその権限に基づいて厚岸町独自で条例を改正するだとかという、いろいろな動きが出てきてございますけれども、そういったものにつきましてはやはり厚岸町の責任は当然、伴うというものを原則によりということでございますので、これにつきましてはこのまま表現を今、変更でございますから、取るということになると自己決定や責任を厚岸町は放棄するということではなくて、そういったものがやはりあるのだという気構えの中でまちづくりを進めていくべきだと思います。

ので、文言についてはこのままでいきたいというふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、議事進行かけようかなとも思ったのだけれども、そこまで言う必要もないから質問の中で言いますけれども、最初に議員協議会で話をしたときに、いろいろと意見を出してくれと、それで検討していくからというような趣旨の発言あったのです。

今、聞いていると一切受け入れないというふうにしかな聞こえないのだ。そういうのであるならばこの後、私、乏しい体力でこんなことやる必要なくなってくるのです。

それで次、行きます。同じ13ページの6番、自立した健全で持続可能な行政運営、ここで下から2行目なのですが、前期の計画では公共施設の効果的な運用や町職員の云々という書き方だったのです。今回、これが効率的という言葉に変わっているのです。この変えた趣旨をご説明いただきたい。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 実は、この項目で意とする部分は、厚岸町も同じく人口減少という部分での想定がされております。人口が減少する、あるいは国全体も財政的に厳しくなっているという中では、地方交付税の減額等々もこの先は考えられると。

今ある施設につきましても、100いた必要な施設で整備をしている、その施設も整備してからもう30年もたっている施設が出てくると更新、あるいは修繕という部分が当然、出てきます。

そういったときには、その当時はそういう状況で必要だったかもしれないけれども、あるいはそういう財政状況、町の状況にあったかもしれないけれども、更新だとか、あるいは新しいものをつくるといったときに既存の施設をいま一度、見直していかなければならない時期に来ているのだらうと。

一方では、そういう老朽化が進む施設を今後どういうふう維持管理していくのかという部分、あるいは長寿命化を図っていくのかという部分では、公共施設等の総合管理計画というのを27年、28年、2カ年かけて、これは建物、箱物だけではなくて道路から水道施設、そういった社会上全部全てを点検をして、この先どういうような維持管理、長寿命化を図っていくのかという検討をしなければならないということになってございます。

そういったことを考えたときに、施設を効果的という部分よりも、従来はその機能だけで使っていたもの、違う機能を新たに加えることによって三つあったものを二つにできるかもしれない、あるいは新しいものをつくったときに、従来のあったものをそちらの包含することができるかもしれない、そういったような効率的な部分の視点を持っていかなければ、この先、成り行かないのではないだろうかという考えのもとに、効果的から効率的にかえさせていただいたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今のお話、全くおっしゃるとおりだと思うのですが、それを効果的という言葉ではあらわすことができないのですね。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） それも効果的ではあると思いますけれども、よりその効率という意味になりますと、施設の今ある機能をさらに膨らませる、あるいは統合する、統合というのは決定の話ではないですけれども、そういった検討をしていく際には、効果的、当然、施設を管理する上では効果的なものが必要でございますけれども、よりそういったことを進めるという意味では、効率的というふうに示したほうが方針としてはよろしいのかなというふうにして変更させていただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 巷間、行政用語の中で効率的という言葉が使われると、これはサービスの低下を意味する、ぶった切るという言葉として使われている、これはもう今では常識ですよ。

ここで、効果的から効率的にかえたのは、まさにこの衣の下のよろいが見えているというふうにししか受け取られないと思いますよ。

それで、私もある障害者団体に入れていただいて、一緒にやっている中で障害者の皆さんのいろいろな話を生で聞くことがありますが、この効率的運用というのに今、障害者だとか、あるいはいろいろな福祉施策の対象者は泣いているのです。

今まで100人いたからやっていたけれども、70人になったから、もう効率的に考えるから、これはもうカットしてしまう、こういうものがどんどん進んでいるのです。

そういう中で、この健全で持続可能な財政の運営だという開拓の中に効率的に行いますよと言ってきたら、これを読んだ町民はどう考えるかということです。これは、即こういういろいろな施設に関しても今ちらっと統合という言葉が出てしまったけれども、そういうものはどんどん行って、地域からは効率的に考えるから100人まとまらないところには置きませんよというような形で、いわばサービスの低下ぶった切りが起こるということを明記したのだというふうに受け取られかねないのですが、そのように考えていいですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 委員言われている部分あれですけれども、効率的というのは、そのマイナスイメージではなくて、マイナスイメージばかりではなくて、より機能を高めるという部分でのプラス面も当然、効率的という部分にはあります。

これが、今、例えばということで厚岸町の現状を今お話しをすると、そういったことも考えなければいけない、あるいはよく学校でもありますけれども、ある一定の規模がなかったら活動ができない、そういった状況も施設によってはあります。

そういった公共施設をこれから考えていくときに、従来あったもの、そのまま維持できれば、それは町民の方々も喜ぶ部分と、ある一定の似たような類似施設を統合することのほうがより町民サービスにプラスになる部分というのも、その時々、あるいは集落なり、そういった人口だとか、産業だとかに応じて、そういった部分で出てくるとも想定されます。

今まで、今、委員言われたのは福祉サイドの部分をもとに効率的という表現のもとに切り捨てということで、悪い面ばかり言われましたけれども、私どもの意味している部分は、その施設を効率的に使う、使っていただく、そのことによってプラスになるものであれば、どんどん、どんどん効率的に施設の運用というものをかえていかなければならない、あるいは管理を変えていかなければならにいただろうということもありのすので、その方向が今、見えておりませんけれども、そういった考えのもとにいかなければ絶対数、厚岸町というのは縮小してきます。間違いなく縮小していきます。

そうしたときに、現状の公共施設を今のまま保つことは間違いなくできないと思います。そのときに、考え方としては効率的な運用というものを前提に進めていかなければならないという課題は、これは大きな課題としてあるという捉えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 効果的という言葉から効率的に変えたのですよね、そして今の話を聞いていると効果的では全く表現できなかったような問題が出てきて、そしてそれぞれの公共施設の存在を十二分にさせるような運営に持っていきたいということで効率的なのと言っているのですね。効果的では、そういうことをあらわすことはできません、だから効率的に変えた、こういう話なのですね。

全部、それは言葉のあやではないですか。だって、その前のほうにはどう書いているか、事業の選択と集中による効果的かつ効率的な財政運営を行うとともに、と表示が文書の前についてるのですよ。そして、公共施設の効率的運用や、こう来るのです。

今のような話を読んだ人が考えてくれというほうが無理ではないですか。前回とは違って効果的から効率的にかえたのです、こう言っているのです。

そして言うと、いやいやそうではありませんと、これはよろいではありません、衣でございませうと言っているような話を延々とやるわけです。これは納得できませんよ。

それは人口も減ってくるでしょう、地域の衰退というのは全道的に思っている、村の消滅というようなことまで起きている、そういうものにに応じていろいろ変化していかなければならないことあるでしょう。

でも、それは今、ここの文書の中で効果的を効率的に変えないと表現できないものではないでしょう。あえて効率的という言葉を使った意味というのを聞いているのだが、それには答えないで何かもやもやとした話で終わっている。

余り長い時間とりたくないなので、あと1回でやめますがきちんと当然していただきたい。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この中で、前段の部分大きく変更させていただいております。

この中で大きく変わっている部分というのは、公共施設の老朽化に伴う更新、維持補修費の増大という部分を今回の変更の中で、前段部分で挙げさせていただいております。

こういった問題というのが、恐らくこれから厚岸町だけでなく地方、全国の市町村でこれが大きな問題になってくると思います。

これを考えたときに、当たり前のごとく公共施設を建設する、そしてつくった後には効果的に利用する、これは当然でございます。厚岸町についても各担当部署において、どうやって利用していただくかということ、効果的な利用を考えております。

ですから、現状のままということであれば、この文言は効果的なままでいいかもしれませんが、ただ、この先を考えていただくときに、その効果だけではなくて、効率的という部分に重きを置いておかなければ成り行かない厚岸町の事情が目前に迫っているということで効果的から効率的に変えたという趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ですから、最初に戻るのですが、サービスは具体的にいうと低下する、効率的運用を図る、行政の効率的運用を図るという観点をこの公共施設の運営についても中心に置いていますよという宣言であるということですよ、今のあなたの話を聞いていると、私の聞いてないような前段のお話は延々となさったわけだから、要するに金がなくなるのだと、人も少なくなるし金もなくなるのだと、だから今までのような形ではできませんよ、効率的な運営を図りますよということを宣言したのだという意味ですね。

私は、効率行政というのは、それは必要です。財政運営には、それはここにも書いてあるように事業の選択、集中による効果的かつ効率的な行政運営というのは必要です。と、同時に、行政サービスにはきめ細かな、たとえ対象人数が少なくても必要なものはあると思うのです。

ところが、効率行政ということになると、これはどんな美辞麗句を並べても最終的には数ですから、100人を対象にするからあるのであって、30人を対象にしたらできませんよと、今、学校の話をしたでしょう。小さな学校になったらできないのだと、みんな言いますよ、そういう話。

だけど実際に、小さな学校に子供を通わせる親の中の声を実際に聞いていくと、非常に濃密な指導をしてくれるのが学力がぐんと上がった、都会から引っ越してきて、そして小規模校に来たら、うちの子供がぐんと勉強するようになったというような話もあるのです。

だから、大きいものの大規模振興というのに余り簡単にとらわれてしまうと、本質が見えなくなるのです。次も学校の問題、話をするわけではないですからこれは議論はいろいろあるでしょうから、これでやめますけれども、そうするとここであえて効果的な、だから要するにつくったけれども誰も使わないとか、これから老朽化しているのを多額の金をかけて直したけれども、全然利用者がいないと、地域の人が見向きもしないと、それでは効果的に使われていないだけのことですよね。

それを効率的という言葉に置きかえなければならないというのは、結局はこういうサービスをどんどん切りますよと言っていることと受け取れても仕方がないのではないかということを行っているわけです。

いろいろな切なる思いというのはわかりましたけれども、どうやって伝えるかですよね。そういうことなのです。これでやめますけれども、もう一度お答えいただきたい。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 行政としては、町民サービス、これは町民のニーズにの応じて可能な限り応えていくべきだというふうに思います。サービスについても、極力抑えないように、ただ、新しい需要というのもまた出てきます。

そういった、これからの需要というのはますますふえてくる部分があるかと思いますが、今までなかったものが新しく必要になる部分もあるかと思いますが。そういった部分を考えますと、今、先ほど委員言われたように施設をつくった当時はこのような状況で大いに利用していただいた、現状はこうだと、あるいはその後にこういう施設が、あるいは町の施設だけに限らず施設ができたという部分で、どんどん町の形態、あるいは事情が変わってきたとするならば、そういった公共施設についても、あくまでもマイナス的に捉えるのかもしれませんが、町としては、その施設を有効に利用していただくという部分では効率的という表現を使わせていただいたところでございますので、何度も同じような答弁の繰り返しになっておりますけれども、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんでしょうか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、三番煎じなので12番、10番さんと重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） なるべくしないように。

●南谷委員 総合計画、基本計画の総論で2点ほど大きく分けてご質問をさせていただきます。

初めに、5ページの第2章計画の位置づけ、この関係で12番委員さん、総合計画と個別計画についての整合性について大変深い議論をされておりましたが、若干、私ちょっ

と違うと思うのです。違うというのは質問する部分が、おおむね高度な質問をされて後なのでちょっとしにくいのですけれども、私は率直なところ国のほうでは9日の臨時議会で地域地方活性化に5,783億円の2014年度補正予算案を9日に決定しました。地域活性化で自治体を使い道を選べる4,200億円の地域住民生活等緊急支援のための交付金、これを決定をいたしまして、きょう夕方にもこの内容が明らかにされるのかなと期待をしているところでございますが、皆さんご承知のとおり、今後も地方創生や新たな制度、新たな福祉制度などの住民を安心させる福祉制度の充実な制度、この5カ年のうちにも新たな取り組み施策がどんどん国のほうとしては自治体に求められると私は理解をしております。

そのような中で、おおむねこの行動計画やこの基本構想との中でクリアされると思うのですけれども、国の方針やそういう行動計画が国のほうの政策ともしっかりこの5年のうちに今計画とクリアできる部分もあるのかなと、ないのかもしれないのですけれども、おおむねクリアすると思うのですけれども、国の政策というものが、国の求めるものが今計画を上回った場合どうされるのか、かような心配をしております。

まず、この点についてお伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この総合計画は、第5期については31年に終期を迎えるということで、これからは今回の見直しを含めれば5年間の実質計画づくりということになろうかと思えます。

そういった5年間という中では、この掲げている方針の中で十分、対応できるものだというふうに私ども今、思っております。総合計画の性格からしても、南谷委員言われるとおり国の動向、あるいは社会経済情勢の変化、こういったものがどんどん、どんどん動くことが想定されますから、将来図を掲げてその方向に向かってこういった手だてをするのかと、していくのかというのが総合計画なわけでございますが、そういったものに対応するものにどうしても表現的に、個々具体的な表現になってございません。

ある程度の柔軟な対応ができるような、マクロな表現になってございます。そのため、ちょっとわかりにくいという評価もされるところもそこでございますけれども、そういった総合計画の性格があるものですから、私ども今、考えているのはこれでいけるものだというふうに思っておりますが、大きくまた社会情勢が変化した、今回のこの総合計画基本構想部分というのは31年までありましたけれども、その間に東日本大震災が発生をした、TPPという流れが出てきた、地方創生という考え方が出てきたという部分では計画期間でありましたけれども、やはりこういった大きな流れには今までの計画では対応し切れないのではないかとということで今回、見直し案を提案をさせていただきました。

そういった意味からすると、私ども今はこの計画で十分、対応できるというふうに考えてございますけれども、この先、そういった大きな社会の流れがあった場合には対応できなくなった場合には当然、変更、見直しというものもあり得ないと言い切れないというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 今度この 5 ページの下段のほうに社会情勢云々という文言の中で尊重しつつとあるのですけれども、この辺で包含されるのかなと、今の答弁ですと私自身心配するのは非常に国のほうの動きも早くて、地方創生や社会福祉制度の充実というものを物すごい勢いで、この 5 年間の中でもこの文言、今回の総合計画の変更の中で時代背景というものが大きく変わっています。

そうすると、それ以上にこの先 5 年というのは大きいだろうと、そんな危惧するものですからお尋ねをさせていただきました。

その上で、改めて伺いますのですけれども、国のほうは大枠での構想を花火を上げますよ、そうしますと実施するのは地方自治体、厚岸町が企画立案をしなければならない、そこに私はギャップがあると思うのです。口を開けてでも来る物もあるのですけれども、来ない施策もあると思うのです。厚岸町独自で手を挙げなければならない、企画立案をしなければ対象事業にならない、こういうものがあろうかと思います。

私はそのためにも企画力のある、企画力ができる職員というものがこの 5 年間、非常に職員のレベルアップというものが求められるのではないのかなと、かように考えますがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 職員のレベルアップということですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ここ数年来、町としても職員の研修費というものをふやしていただき、議会でも議決を得ながらこれまで職員の研修というものを積極的に進めてきたところでございます。今後、前回の定例会でも委員のほうからご質問があったとおり、平成 28 年 4 月からは人事評価制度が導入をされます。

この導入される一方で、職員のレベルアップというものを全体的なレベルアップというものも求められているところでありますので、この 5 年間、さらに町としては職員の全体的なレベルアップを図っていかなければならないということも含めて、これは後の後期行動計画のほうに出てきますけれども、研修者数の人数をふやす、または町内研修を行った中でこれまで派遣の中で研修を行ってきましたけれども、できる限り多くの職員の研修ということで町内研修を今後ふやしていくということも考えているところでありますし、まずは町長の今の考えていること、町が進むべき方向、これらを職員が共通して認識をするということがまずは必要なだろうと、その中でそれぞれの職員のレベルアップを図っていきいたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 常々私は職員のレベルアップ、企画力ということはお尋ねをさせていただ

ているのですけれども、研修だけではなくて住民の声をしっかり聞いていただいて、町民の役に立つ役場職員であってほしいと、かように思いますし、明治維新のときもやはり人は財産でございます。こういう時代だからこそ、やはり職員のレベルアップというものは私は求められていると思います。この辺をしっかり充実をさせていただきたいと存じます。

それから2点目に参ります。2点目なのですけれども13ページの第3節まちづくりの課題の6、自立した健全で持続可能な行財政運営、この関係についても12番委員さん、大変、ご質問をされておりましたけれども、ここでお尋ねをさせていただきます。

私は、行政サービスのニーズの多様化する中、歳入では地方交付税、生産年齢人口の減少など、税収の減少は顕著であります。全くそのとおりだと思っております。

一方、歳出は高齢化の進行に伴う社会保険保障費の増大、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増大、財政運営は厳しい状況が続くことが明らかであります。そのとおりだと思います。

埼玉県秩父市、現在人口が6万人だそうです。ところが10年後の推計をしましたら2万人減の4万人だそうです。なぜそんな減少になったのかといたら、やはり都市部への集中化、人口の移動だそうです。どうしても高齢化すると地方にいと大変なので中心部に移ってしまうと、都市部への人口流出で固定資産税、住民税の大幅減で水道管の老朽化で漏水が非常に多くあちこちでしているそうです。漏水の修理にいつも追われているのですけれども、道路は穴ぼこだらけなのです。

ですけれども、入りかえ工事ができないそうなのです。なぜできないのかといたら財源がないのだそうです、税収が見込めない。厚岸町は、このような状態にはまだ陥ってはいないので、やはり事業の選択と集中による効果的な、効率的な行政運営というのは、私は必然だと思います。

ここに、記載されました短い文書であります、本町の抱えている課題をしっかりと捉えていると私は思います。人員配置や定数の適正化は当然であります、さらなる行政改革を推し進めことが重要と記されております。

そこでお尋ねをさせていただくのですが、今までもさらなる行政改革というのは5年前にも記載されてありました。住民にも負担をさせてきました。さらなる行政改革、住民にどんな影響があるのでしょうか、もっと料金の値上げを考えているのでしょうか、住民は負担の余り重くないものを望んでおられると思います。この辺の考え方、さらなる行政改革というものは行動計画ではないので、どのような考えなのかお尋ねをさせて、ここの部分についてしっかりと簡潔に答弁をお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 基本は、質問委員言われるとおりでございます。

厚岸町の収入もだんだん、恐らく先細りになっていくのだろうと、そういった見通しというものをきちんと立てて、そしてこの先のまちづくりを進めていかなければならない、今までも行財政改革、できるものについては行ってきました。

ただ、その勢いが一層増すものだというふうに想定をします。先ほどの室崎委員との

答弁の中にも言わせていただきましたが、公共施設老朽化が進んでおります。そういった中での公共施設をどういうふうにして維持管理していくのかという、総体的な計画をつくる、あるいは組織機構自体をどのようにしていくのか、そのときどきの行政需要に応じて可能なものにつきましては、その都度、さらなる経費の削減と、それと町民サービスの充実に向けた取り組みをしていくためには、今まで以上な取り組みを一層進めていかなければ、これは総合計画の実現はできませんし、町民サービスを維持することはできないというふうに思っております。

ですから、さらなると書かせていただいたところは今もやっています。しかし、これからますます厳しくなる上では、そういった取り組みを通じて一層の取り組みを進めていかなければならない、そういう状況にあるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 全般の部分で、職員の能力向上ということで、このたび仕事始めの町長の職員に対する訓示でもありました。職員に対しまちづくりのリーダーであってほしい、職員はまちづくりのリーダーであってほしいということと、さらにはコミュニケーション能力、人とのつながりを大切にしてほしいということを町長が訓示で申し上げました。

私どももこの町長の思いを受けとめながら、職員にその人とのつながり、コミュニケーション能力の向上、または企画力の向上、政策、形成能力の向上とこれらを職員にそれぞれ学習をしていただきながら、人材の育成を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 9 番。

●南谷委員 住民に対してどうなのかと、ちらっとだけで。負担の部分。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 行政サービスをさせていただく上で、当然、全ての行政サービスが無償で提供できるという状況にはございませんし、これまでも手数料、使用料等々につきまして議会にお諮りをして決定をさせていただいているところでございますが、住民の皆さんのご意見をきちんと踏まえて、その上でその具体的な対応を考えていきたい。

例えば、この5年間のうちに特に大きかったのは住民の皆さん、もうほとんど全てに関係する水道料金の値上げが大きかったというふうに私は認識をしておりますが、そのときに費用対効果、それからこれから行われる事務事業の量、それから水道使用料の状況等々を勘案して、これも町民の皆さんで組織していただいた委員会で相当、議論をしていただいて、その結果、出された数字よりも抑えた形で料金改定をさせていただいております。

これは、付帯的な意見でもありますけれども、その5年間もまずやってみろと、それ

から効果効率を考えてきちんと削れるもの削りなさいという指摘もいただいております。その結果を見て、またご負担をならなければならないかもしれません。

それらについては、住民の皆さんの意見をきちんといただきながら、議会にお諮りをしていきたいと、そのように考えております。水道料金のことについては、一つの例でありますので、をいただきたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。  
7番、金橋委員。

- 金橋委員 13ページ、その中の5番目です。町民を主体としてまちづくりの推進ということで、これだけは絶対に外してほしくないという2点、これについてどういうお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

個性あるまちづくりがという部分があります。個性あるまちづくり、それと多様な主体との役割分担、これはぜひ力を入れて進めていただきたいと思います。このことについてどのようにお考えか、考えだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 町長。

- 町長（若狹町長） 私から答えさせていただきます。

もう時代は大きく変わっております。それに伴う行政運営も対応していかなければならないと、これはご承知のことです。うう一つは自治体間競争であるということです。これが個性のあるまちづくりにつながるわけがあります。

金太郎あめではだめです。厚岸町は厚岸町独自の力を発揮しながら、町民の生命と財産を守るために、どういうまちづくりしなければならないかということが今、強く臨まれているときであろうと、そのように考えておりますので、この項目についてはなお一層、強固なものにしていかなければならないと、そういう項目であろうと理解をいたしているところでございます。

- 委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

- 金橋委員 多様な主体との役割分担と、これもちょっと進めていきたいと、どういうお考えかお願いします。

- 委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 多様な役割、多様な主体との役割分担ということでございます。

これまで、ややもすると町民の方々は行政にこれをしてくれ、あれをしてくれということで従来、昔は要望をするのが町民、それを考えるのが行政ということで一般的に言われてきました。

これからは多様なニーズというものもありますし、得意分野というのも当然、あると思います。行政でなければならない分野はあります。ただ、民間がやることになっています。あるいは、ここでも例示しておりますがNPOだとか、ボランティア団体がやったほうがより効果的なものもあります。

これについては、全部そちらのほうにお願いするというわけではなくて、何かの物事があったときに全てが行政ではなくて、物によってはそういった関係する団体との役割を明確にした中で、行政はこういった部分を見ながらこちらのほうではこういったことをやれないだろうか、あるいはこちらのほうはこうやってやるから行政にお願いできないだろうかというような、町長がずっと言っている協働のまちづくり、こういったものを一層進めていかなければならないということを表記したものでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、金橋委員。

●金橋委員 今言った、この個性あるまちづくり、それと多様な主体との役割、分担と、このことについては、私はこれは賛成しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。  
以上です。

●委員長（佐藤委員） 答弁要りますか。

●金橋委員 要りません。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） なければ、ちょっと早いのですが、総論のところが終わりましたので、昼食のため、休憩いたしたいと思います。  
再開は、1時からといたします。

午前11時51分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

次に、15ページの2、基本構想に入ります。

17ページ、第1章目指す町の姿、第1節まちづくりの基本的な考えから、20ページ、第5節土地利用の方針までとなっております。ございませんか。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 第1節のまた人口の問題に入るのですけれども、平成31年までに大体100人、人口が減るといような計算になるようでありますけれども、このたださっき課長の説明聞きますと人口減るのはもう必須なのだと、我々これから厚岸町の目指す姿は、ただもう枯れ木に水をやるような、そういうようなことをやるのが厚岸町の行政なのだと、もう生き返ることがないような説明の仕方なのです。

私はやはり、将来にこの厚岸町の将来に希望を持って、そしてあらゆる分野で町民総意を持ってどう人口減を食いとめて、厚岸の町を活性化していくのかと、そして厚岸町に産業だとか、そういうものを根づかせながら発展の方向に持っていくと、持ちこたえるのではなくて、やはり盛り返すようなそういう意気込みが計画の中になれば私はだめではないのかなというふうに思うのです。

そのあたりをただ人口が減る減る、減る減る、そればかり言われると5年で100人単位でもし減り続けていったとすると、あと何十年かするとすごい数の人間になってしまって、限界集落が厚岸の市街地でも起きてくるというようなことになっては困ると思うのです。

ですから、やはりそのあたりをどう食いとめ、そして持ちこたえて跳ね返して人口増だとか、そういう方向にやはり持っていく、そういうものがきちんとしていないと展望のない町に聞こえてしまうので、先ほどの話を聞いていても。

ですから、そこは町長がきっと相当、そういう考えではないと思うけれども、結果的にこの1節の中で土地利用だとか、それから沿岸流域をどう管理するか、それからどういう環境対策を持って進めていくかとか、そういうことを全部ここで網羅されているのですけれども、そういうことが伝わるような方針を出していかないと非常にイメージ的に悪いと思うのです。

以前の総合計画は上向きの方針をずっと出していましたけれども、そういう方針は今もう成り立たないというふうになっていきますけれども、それにしてもやはり少しみんなが頑張ればこういうことができるのではないかと、そういうことをやりながら厚岸町を発展させる方向もやはりきちんと示していただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

それから、土地利用のところでちょっとお伺いしたいのですが、このあと農業地域だとかも出てくるのですけれども、今回、個別のほうで言ったほうがいいかな、第2章のほうで土地利用はお伺いします。

それから、この土地利用の構想のイメージという図面ありますけれども、21ページに。これの上尾幌のところなのですが、上尾幌の駅から西のほうに農用地ってあるのですか。この図面を見て非常に不思議なのですけれども。これはどうしてこういうふうになったのか、ちょっと説明してください。

- 委員長（佐藤委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からは人口問題につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

今、言われましたとおり、かつての総合計画は人口をふやすという主たる目的で総合計画を作成したやに承っております。

ということは、人口を減らすという計画ではないのだと、やはり計画によってふやしていくのだというべき計画でなければならないのではないかというような理由の考え方であったのでなかろうかと、そのように私は理解をいたしているわけであります。

しかしながら、やはり総合計画は現実を見据えた将来を考えるべきだということで、今回もそうありますが国の人口問題研究所を資料として、厚岸町の人口を推計をいたしているところでございます。

私は、今お話ございましたとおり、昭和35年はピークであったわけであります。しかしながら、現実はずっと人口が減少を続けているわけであります。また来年、国勢調査が行われます。その国勢調査の人口問題研究所の推計によれば、厚岸町は現在1万であります、1万百有余名であります、1万を割るであろうと、9,000台になるだろうと言われているわけであります。

私といたしましては、やはり減るからでなくて、それをどう食いとめるかというのが総合計画の意義があるということで考えているわけであります。

しかしながら、現実として先ほど答弁いたしましたけれども、生まれてくる方と亡くなる方、大きく変わってしまいました。さらにまた、転入、転出、これを社会動態と言いますが、これも大きく逆転してきたわけでありまして、そういう現実を直視した人口問題を考えながら食いとめをどうするかというべき総合計画でなければならぬと、これは当然のことです。私でもそう考えているわけでありますが、しかしながら将来を見据えた中はなかなか難しい状況にあるという現実もあるわけでありまして、そこがこれからの行政の推進の成果があらわれてくるではなかろうかと考えておりますので、しっかりとやっていきたいと思っているわけであります。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 1 時10分休憩

午後 1 時16分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 時間をとらせまして申しわけありません。

上尾幌の西側の南の地域なのですけれども、昔、畑になっている場所がこういう形でございます。今は実際には使われていない状況なのですけれども、公簿上、畑というような状況になっていまして、こういうイメージの中で整理をさせていただいたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、町長からご答弁いただいたのですけれども、以前は前期総合計画だとか、

そういうのをもとにして、これもそういうものだと思うのですけれども、右肩上がりの計画をつくるのが主流だったと思うのです。

ただ、今、町長おっしゃってありましたけれども、やはりどう活気あるまちづくりにするのかということに、やはりもう少し利点が置かれているというか、そしてやはり全道的に見ても1万人を超えている町というのは、やはり大したものだなと言われるのです。もう1万人切っている町が大多数になってきている、そういう中で市街地から大きな市だとか、そういうところから離れた町にしては1万人を超えて頑張っている町というのは、そうないわけですよ、道内探しても。中標津だとか、ああいうのは別にしても。

そういうことをやはり町民が自信の持てるような町でなければならないというふうに考えるのですけれども、そのあたりをやはり今後も強調して、そしてこういう町なのだとすることを進めながら、新しい人にも来てもらおうし、厚岸で働く場を、雇用の場をふやしていくとか、そういうことを考えるような町の構想にしていきたいというふうに思います。

それから、この上尾幌の農地の問題ですけれども、これは農業委員会できちんと管理されているのでしょうか。そして、その用途だとか、そういうものに対してはきちんとされているのですか。そのあたりどういうふうになっているのか。

●委員長（佐藤委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中井事務局長） ただいまのご質問でありますけれども、公簿上農地ということであっても、現況、使われていないということで、そういう形では農業委員会としては所有者の関係もありますけれども、農家ということで利用する農地としては管理していないということでございます。

農家が使う畑としては管理していないと、現況で農地としては管理していないということでございます。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 人口減の部分でありますけれども……

●委員長（佐藤委員） 町長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私から、担当課のほうがいい答弁が出ようと思いますが、私からは人口問題につきまして、今、ご指摘がございましたとおり、人口が減るということは町の活力が失われるわけであります。特に今、現況をお話ししますと、今、北海道には179の市町村があります。

厚岸が人口減っている、減っていると、1万100人有余だと言っても人口の多さから言うと58番目です。町としては大きい町なのです、北海道における町は。しかしながら、残念なことに来年度、ことしの11月国勢調査がありますが1万を割るだろうと言われて

おります。

また、つい最近のご承知のと通りの日本創生会議は2010年から2040年までの推計を出しましたところ、北海道が1万を割る都市は116都市になるだろうと、そういう推計も出ているわけございまして、そういう面を考えますとやはり人口をいかに減らさないかということも大きな施策であると、そのように考えているわけございまして、そうならないように、人口自然増が現実には減っておりますので、その点、大変、残念なことになるわけであります。

ということは、子供が少なくなっているという現実も考えると、なかなか子育て対策とか、いろいろとその福祉施策を上げることによって人がふえていけばいいですけども、しかしながらやっていかなければならないと思いますので、その点、いろいろと総合計画の中で進めながら、人口減を抑制してまいりたいと、そのように考えておりますので御理解いただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで今の課長の説明と農業委員会のほうの説明を聞いていると、もう結果的にこの地域は畑としては公簿上どうのこうのよりも、実際に載せる意味があるのかどうなのか、今さらこれを上げるとして土地利用の計画なわけでしょう。ここを何とかしようという計画があって載せているのか、その辺はどうなのですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） そこが畑として利用されていたのはかなり昔のようでして、現状、そこに所有者がいるのですけれども、その所有者が実際にそういう農活動をしている状況は見られませんので、確かにそういうそこでこれから何かの振興策をしなければならぬというような状況ではない状況ではございます。

ただ、その一応、公簿上そういった農地という、畑というようなこともございまして、そういう意味で、ちょっとここで構想のイメージということですが、そこからまた削除するというのもそういう公簿上の問題もありますので、載せさせていただいているというような状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 このほかに私、ちょっといろいろ心配するのですけれども、戦中戦後、非常に食糧難の時期がありましたよね。それで、その海岸づたいだとかに随分、畑をつくってあったのですけれども、それを利用しなくなったとか、ほかのことに使いたいということで、転用手続きを進めて、今まだあるかどうかわかりませんが、そういう土地が結構あったし、現在もあるのではないかなと、全てが農業委員会に私もちょっとの間、農業委員やったのですけれども、苫多から末広まであちこち調べて歩いたのですけれども、そういう土地とこれとある意味、似たようなものでないかなというふうに思う

のです。

そうであれば、農業委員会がどのぐらいつかまえているのかわかりませんが、そういうのは地図ですれば点にしかないからということで入らないのかどうかかわかりませんが、今の課長のような答弁であれば、そういうものも全部これに指名されてこなければならないと思うのです。農地としてあったものが、たまたま転用の手続きだとか、そういうものが農業委員会にかからないで来たもの、あるいは農業委員会が職権か何かで外したものもあるかもしれないけれども、そういうものも含めてどうなっているのかということを調査した上でこういうふうになっているのか、ちょっと聞きたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 実際に今、農業振興地域として、振興地域として管理をしている部分というのは農業振興計画というものを定めておりまして、それで枠組みをとっております。

その中で農業振興をしているわけですが、ここの部分については実際、そのエリアの中にも入っていないというような状況でございまして、おっしゃられる部分のとおりに、戦時中などはそういう畑があったというような部分あるのだと思うのですけれども、その部分についてはそういったものの調査も今回した上でこの設定をしております。

ただ、その上尾幌の部分については、その航空写真で見る上ではそれなりなエリアがそういう畑の形態を示している状況もございまして、こういうイメージの大きなイメージの設定なものですから、そういう形態も見えますので、そういう部分でこういうふうにさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 こうやって図面にするわけでしょう。この図面、小さいから正確にはわからないけれども、上尾幌の場合、この西のほう本当は線路の向かいが畑だったのでないかなと思うのです、つい最近まで。だけど、それは示されていないわけでしょう、この図面には。

皆さんの同僚の方が住まわれているあたりには、元ね、元同僚の方が住まわれているわけで、そこは前は畑だった。けれども、その部分は何も載せていなくて、南のほうだけは載せていると、だけど今、写真で見て畑の形態を思い出させるような状態ではなくて、ほとんどもう木が鬱蒼と茂っているような状態になっているのではないですか、最近を見ると。

あるいは植林もされていたり、そういうのをやはりきちんと見ていただかないと困ると思うのです。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） きちんと確認した上で調査をして載せたというわけではないものですから、それについては大変申しわけなく思います。

航空写真で見る限りは、そういう形態があったものですから、一応、そういう形の中で今、この前期の計画のとおり形にしておりまして、その部分についてはおっしゃられる部分わかるのですけれども、その公簿上、そういった畑というものも残っておりますので、そういった部分も含めてこういった前期のままの形にさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 これ計画なのです。我々に承認すれど、だれど現況、あるいはずっと私が譲歩に譲歩に譲歩を重ねていったとしても、これは合わないのです、合わないものを承認すれどというのはだめだと思うのです。これ、承認すれどと言っているわけでしょう。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時35分再開

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 今の部分につきましては、所有者がおりまして、その所有者に公簿上その畑というようなものが載っていて、それがかなりな件数、そこに分割しております。

それで、今回、この計画にあって確認というのはしておりませんでしたので、その所有者に、実際にここの土地をどうするのかといった確認が必要だと思います。ですので、何とか今後、そういった確認をして整理をした上で、しなければなかなかそれを外してしまっていていいということにはならないというふうに思いますので、その作業については今後させていただきたいなというふうに思います。

ただ、今の段階では、段階でその確認ができない中でそれを外してしまうということはちょっとできませんので、そういったことで何とかご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 それ構想のイメージなのでしょう。現況を示しているものではないわけ。厚岸の産業だとかそういうものをどう位置づけて、どこでどういうことをやろうとするのかということをここに示しているわけ。

今、ちょっと声出ているけれども、もしそこの偕楽園団地のあたりも農業地域のやつ

ですよ。ですから、これについてはやはり修正すべきなの。あわないものは、その地域をどうするのかということを示しているわけだから、どう市街地として利用するのか、農業地域としてどうするのか、そういうものを一つ一つ示した地図があるでしょう。これだったら全然合わないですよ。

それでもこれは、このままでないとだめなのですか、修正をしようと、この地域にもう一度、この偕楽園団地のあたりは、もう1回、うち全部取り払って、農地にかえようと、そういう構想が厚岸町にはあるのですか。

上尾幌のこの南西部に今、どういうふうになっているかをきちんと調査した上でこういう図面もつくったのですか。だめなものはかえたほうがいいのではないですか。本会議まではまだまだ時間ありますよ。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時42分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
副町長。

●副町長（大沼副町長） お時間とらせて申しわけありません。  
原則、土地利用計画というものに基づいた形でこのイメージ図を表記させていただいたつもりでありますけれども、今、ご指摘いただいたとおり、わかりづらいということでもありますので、ちょっと時間をいただいてこの表記の仕方、もうちょっと検討させていただきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） という答弁なのですが、それで……では、この今の質問はいいですね、わかりました。  
他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次に、基本構想の第2章施策の大綱に入ります。

22ページの第1節自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくりのうち、1の土地利用に入りますけれども、ここからは開会の前段、申し上げましたとおり基本構想の変更と後期行動計画との並行の審議となりますので、別冊の議案第78号の第5期厚岸町総合計画後期行動計画の第1章の自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくりのうち、2ページの第1節土地利用と並行して、審査を進めてまいりたいと思います。ございませんでしょうか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員　ここで、土地情報の管理システムの構築ということが出てまいります、ちょっとこれもう少しわかりやすく説明していただけますか。

- 委員長（佐藤委員）　建設課長。

- 建設課長（松見建設課長）　平成21年までに字名改正をさせていただきました。その際に、この情報化のシステムを導入させていただきまして、現在、引き続き定期的に法務局から来る土地情報の取り引きの状況、これらを緻密に把握させていただいて、それを電子化を継続しております。

これをさらに今後も継続をさせていただいて、一定の管理システムという形で管理をしていこうという思いで記載した内容であります。

- 委員長（佐藤委員）　12番、室崎委員。

- 室崎委員　わかりました。

それで、後期行動計画のほうの中で、まちづくりの指標として三級基準点設置数や地籍修正土地筆数というような形の指標を出しています。

それから、施策の展開方向でもこの任意の地籍管理の充実というところになりますか、基準点の計画的な設置と、ですから基準点が計画的にきちん、きちんと町中に配置されているということは、それぞれの土地の経過、明確になっていても簡単にできるようになるわけですね。それによって隣地とのトラブルだとか、そういう必要のないトラブルがなくなってくるわけですね。そういう意味で非常に大事なことで、それを進められるということで大いに意を強くしているのですが、ここでどうなのでしょうか新しくつくるよということは書いているのですが、現在、設置されている基準点、その保全というのでしょうか、これもやはり新しいものをつくると同様に大変、必要なことだと思うのです。

現実には、道路工事などが行われると、その道路工事の範囲内に入っているところの基準点が消失してしまうという例は幾らでもありますよね。このあたりもやはりシステムできちんとそういうことのないようにしていかないと、そういうことに認識のある業者が入ったときはきちん保全されるけれども、知識のない業者が入ると何もなくなってしまうというのでは困るわけです。

そういう意味で、この土地利用のところでせっかく基準点をきちんつくっていくということが書いてあるので、もう1行、そういうものを加えていただいたほうがいいのではないかと、そのように思いますけれどもいかがでしょうか。

- 委員長（佐藤委員）　建設課長。

- 建設課長（松見建設課長）　ただいまのご意見につきましては、私、この昨年4月に建設課

に来る前の議会においてもご意見をいただいているというふうに聞いております。

そういった中で、古くからこの厚岸町の測量表の保全要綱とか、そういったものをつくって、そういった工事の届け出だとかするように、そういった運用をされているということでございます。

そういった意味で、先ほどこの土地情報の管理システムは何だということに対しては、漏れたようでございますけれども、こういった今度新たにまた工事においてそういった基準点も設けられる状況あるようでございますので、そういった中で一体的な管理というふうに実は考えておりました。

したがって、ただいまの一文を設けてはどうかというご意見については、少し検討させていただきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 この土地、こっちの行動計画のほうの第1節の土地利用の現状と課題というところなのですが、上から6行目、酪農地帯ではというところに農地の荒廃が懸念されるというようなことが示されているのですけれども、聞くところによると今までなかなか離農された後に張りつく人がいなくて困っていたというようなところも含めて現在は何とか新規就農だとか含めて、あるいは経営する上で移ったほうがいいのではないかと、そのほうが土地利用も有効性があるというようなことで、そういう見通しもついてきたという話が聞かされているのですけれども、こういうふうには書かなければならないほど今の厚岸町の農業情勢で見るとどういうことになっているのかなと。やはりこれが依然として懸念される問題なのか、あるいは今後、農業を進めていく上ではそういう土地は、今のところは心配ないというような状態になっているか、そのあたりはどうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昨年、9月の議会でもって新規就農の誘致条例の改正をいただきまして、今回、1件の新規就農者が入っております。

新しく入った新規就農の方というのは11年振りというような状況の中で、その間は離農をされた方の農地は周辺農家さんたちが吸収をして来たという状況でございましたけれども、それも厚岸町の酪農家さんは個人経営ですから、そういった中ではもう吸収をするのにも当然、限界があるというような状況でございます。

そういったことで、新規就農を入れていかなければ立ち行かないというような状況があつて、農協のほうからもそういう要請などもあつて、去年の条例改正というようなことになってきております。

ですので、今後もその離農が押されていくという状況が当然、出てきますと、当然、それが行き場がなくなるというようなことは当然、懸念がされるというような状況にございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それから資料をお願いして、この中ちょっと見て気になったのですが、各種団体との懇談会で主な意見等というところに、3ページの4番目なのですが、登記目的で土地を購入させるのには反対と、既に中国人は水や土地、利権を押さえ始めているというふうにここに書かれているのですが、厚岸町内にはこういう事例というのはあるのですか、ないのですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この部分につきまして、私も建設課のほうからある団体のほうにお邪魔してお話を伺わせていただいた際に、いただいたご意見でありました。

特に、厚岸町内のどこどこだとか、そういったような意見ではございませんでして日本を捉えたその人なりの捉え方で申し上げていただいた意見だというふうに承っております。

厚岸町のどこどこにあるというような内容ではなかったというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると他の地域でそういう動きがということで懸念を示された内容をここに書いてあるということなのですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 私どもそのように理解をさせていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 他に1節の土地利用ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、次へ進みます。

2の沿岸利益管理は基本構想の変更はありませんので、後期行動計画の4ページ、第2節沿岸流域管理の審査に入りたいと思います。ございませんでしょうか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。

3の水質保全、大気汚染、有害物質は、これも基本構想の変更はありませんので、後

期行動計画の6ページ、第3節水質保全、大気汚染、有害物質の審査に入ります。ございませんでしょうか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、次へ進みます。

4の自然環境の保全利用、これも基本構想の変更はありませんので、後期行動計画の8ページ、第4節自然環境保全利用の審査に入ります。ございませんでしょうか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 多分、概括的な書き方ですから、余り細かくあれがどうだ、これがどうだというものでないというふうには思います。その上で進むのですが、9ページの施策の展開方向というところで、自然環境の保全1、生物多様性の確保というものがございます。

それで、生物多様性って何なのかというと、いろいろな動植物が、いろいろな種類がいることというのでは答えにならないのです。それがそれぞれに相互関連して、主として相互関連しながら一つのその地域の自然環境をつくっている、そっくりそのままの話です。

それで、そのところに今、特定外来生物なるものが入ってきて、これを乱してしまうといろいろな影響が出てくるということだと思うのですが、この生物多様性の確保というページに書かれているのですが、この特定外来生物に焦点当ててお書きになっているのはよくわかるのだけれども、これは特定外来生物に実は指定できないけれども、非常に環境に対して影響の与える今、危険生物というような概念を持ってきてお話する方もいます。

例えば、水中の動植物に関してはほとんど特定外来生物の指定できないのです。けれども、非常に大きな影響を与える。我が町も漁業も非常に大きなウエートを占める町ですから、誰に金銭的なことを言ってもそういうものが海や川に入ってきて、自然環境を壊してしまうと、これは生産性にも大きく影響するわけです。

それで、拡大を監視しますと特定外来生物の拡大を管理しますということは大いに結構で、そのこと自身には本当にそうだ、そうだと思う1人なのですが、と同時にこういう生物多様性って何なのか、生物多様性のほうを確保しなければどうなるのか、そしてそういうこととしてのこの地域の、屋久島の生物多様性の話を幾らしていても、ここでは余り役に立たないという。

この地のそういうものをやはり町民の皆さんがきちんと知らなければなりませんよね。それが例えばここでも出ている環境教育、環境学習は町民全体を対象として実施しているという話が8ページに書いていますけれども、やはりこの自然環境の保全として、施策の展開方向の中で、こういうものは強調されるべきではないのかと、一つは町民の啓発、一つは情報の公開、例えばオオマルハナバチ、おしりのプクンとした白い大きめのはちです。町にも入ってきているでしょうこの町に。自分の家の庭でつかまえたという人は何人もいます。

そういうような情話をやはりどんどん出していかなければならないですよ。北海道

の発表とか、環境省の発表では余り受ける町民は我がことと思わない。アライグマ、あれは今、厚岸町ではまだ公式確認はされていないのかな。けども、浜中町でも釧路町でも標茶町でも公式確認されていると聞いています。厚岸町にいないわけじゃないですね、というふうな問題いろいろあるわけです。

だから、そういうのも含めて情報公開と啓発ということが、この生物多様性の確保というような中で、やはり非常に強調されなければならないのではないかという気はするのですが、そのあたりどのようにお考えですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまご質問者おっしゃっていただいたとおりだというふうに認識しております。

新たに今回、この中で自然環境の保全の中、生物多様性の確保、この中に新たに特定外来生物の町内での拡大を監視しますという中での項目を入れさせていただきまして、視察展開をしていきたいということで案を出させていただいているところでございますが、当然、監視等につきましても行っていかなければならない状況でございますし、当然、他町村の状況等の情報がありましたら町民の方々にも周知をしていき、それら駆除対策等も含めた中での対策も必要に応じてやっていかなければならないというふうに考えております。

今、おっしゃっていただいた中で、今、この生物多様性の確保の中で今おっしゃられたような中で、町民への周知、啓蒙等の中を監視という言葉一言で含まれるというのはちょっと厳しいような状況もございますけれども、思いはそのような中で町内にこういうような攪拌をしないような形で中での政策を後期行動計画の中に盛り込んで進めていきたいという内容でございますので、ご理解いただけないか思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 監視しますというような点にそこまで入れるというのはちょっと日本語としては無理ではないですか。そこまで頑張らなくてもまだ時間もありますし、ちょっとご検討いただいて、そういうような言葉を一行、短い文書でいいから、わざわざ1項つくるまでもないでしょう、その下の行として入れることによって、この後の具体的施策に大きな指標ができるのではないかと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 今、委員提案いただきましたような中で検討させていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。1節の4、自然環境の保全利用。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

5のエネルギーの有効利用に入ります。22ページ基本構想の変更とあわせて後期行動計画、11ページ第5節エネルギーの有効利用の審査に入ります。ございませんでしょうか。

3番、石澤委員。

●石澤委員 エネルギーの適切有効な利用のところなのですから、ここに公共施設の省エネルギーを推進しますという部分があります。

この省エネルギー化というのはとても大事なことですし、やってほしいと思いますが、ここに再生エネルギーの活用というか、公共施設の中で再生エネルギーを活用するということはやっていくことはできないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

それから、エネルギーの中に太陽光のことはずっと載るのですけれども、根室などでもやっていますし、大きいでなくて小さい形の風力発電というか、そういうこともちょっと考えることはできないのでしょうか。

それと、バイオマスエネルギーなのですから、これはふん尿の後の問題なのですが、ふん尿をバイオマス発電した後の残りのものというのは、ある意味、畑にとってちょっと余りよくないというのが情報として出るのです。

そういう形でないもので、バイオマスを考えることができたかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 省エネルギーという部分では、ここでは公共施設ということで、実際には蛍光灯のLED化であるとか、非常時の発電システムだとか、そういった部分を若干進めてきてありますけれども、こういった時代の情勢に応じてまだまだ整備を進めていかなければならないものはあるかと思います。

そういった部分では年次的な計画を持って順次、進めていくということでこのような表現をさせていただいておりますし、その際、省エネというのは今100使っているものを80なり70なり少なくエネルギーを使いましょうという考え方ですから、その中には時によっては公共施設での太陽光発電利用という、あるいは他のエネルギーの活用というものをこの中に入ってくるかと思います。

それと、一方、風力発電ということが言われて、以前には大がかりな風力発電の検討を厚岸町でもされて、そのときには地域住民やら漁業者の方々等々とのいろいろな懸念材料もあって需用化ができないということでございましたけれども、実は厚岸町自体、あの風力でNEDと言われるところに調査していただきましたけれども、厚岸の中でも風はみなさん強いと思うのですけれども、風力に適した風というのはある一定あるのですが、その中でやはり海岸線に行かないと厚岸の場合にはその風、確保できないということで、前回のときには第2埠頭のところでの検討をされたということでございます。

そういった意味では、風力については厚岸町の町の中ではかなり厳しい状況になっているのかなという部分、それと一番ネックなのは民間事業者の中で厚岸の中での太陽光発電、メガソーラーという部分も徐々に進んではきておりますけれども、やはり産業的な部分、あるいは沿線の住家の張りつき等があって、やはり系統連携するための送電網の整備が十分なされていないということで、民間事業者の方々はそういった考え方であっても十分、それに乗れない。北電さんからのそういった許可もとれないという状況がある中で、風力という部分はかなりこちらのほうは難しいのかなというふうに捉まえております。

それと、バイオマスエネルギーの部分でございます。バイオマスエネルギー、質問委員言われたように残りのそういった部分、肥料という部分で当初は言われていましたけれども、果たしてそれが本当に農地にとっていいのかなという部分が精神的にやられている地域でいろいろ惹起されている、あるいは研究機関のほうでもそういう問題を提起されているということもあります。

そういった部分では、ここでは木質ペレットや家畜ふん尿などということで含みを持たせております。代表的なのが、言われるとおりのペレットと家畜ふん尿、厚岸の場合には特にそのような数に限定されるかと思えます。バイオマスという部分では。

その有機性資源の有効活用にということでございますので、これらも厚岸の中で石澤委員、一般質問等々でも質問があった中で、これについては厚岸町も徐々に検討を始めさせていただいております。そういった中ではそういったものも含めて全体的に検討はされていくものだというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 3 番、石澤委員。

●石澤委員 今、去年の17日の吹雪のこともそうですけれども、風が物すごく強くて、停電があちこちで起きたり、それから電気を遠くから運んでくるということに結構いろいろなその問題が出てきていると思うのです。

それで、このエネルギーを自前でつくるといようなシステム、厚岸の中でもつくっていったほうがいいのではないのかなと思うのです。送電するのではなくて、売るのではなくて、自分たちの施設の中で使うというか、そういうようなシステムみたいなものをつくっていったらと思うのです。

あと、電気というか、街灯などもそうですけれども、電気が足りなくなると街灯消しますよという北電の管轄のところは街灯をどんどん消したりしますよね。そうではなくて、太陽光を使った街灯のシステムづくりとか、そういうようないろいろな変な話、北電から買わなくても自前でできるような、そういうような自然エネルギーの使い方みたいなのを町としてももう少し考えていけたらどうかなと思うのですけれども、その辺はどうですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 地産地消という形で再生可能エネルギー言われてお

ります。

今、石澤委員言われるようなみずから発電した電力をその地域で使うと、実際は無理なのです。その施設で発電したものを、その施設で使うというのは可能です。これは農家さんもやっていますけれども、自分のところの電気のほうにやって、余剰を北電さんのほうに売るというのは可能です。

ある一定の発電所を通じて、そしてそのエリアで使うということ、そして地産地消という言い方しています。そうしたら、白浜のほうでも進めていく太陽光発電のシステム、あそこで発電されたものが厚岸町だけで使っているかということそうではないのです。実際には地域に電気を運ぶとなると、北電の送電網に通じて電気は流れます。

そうしたときに、厚岸の地域で、この地域でつくっているものは厚岸町内だけで使わせてくださいということは実際に無理なのです。その送電網を厚岸町が整備すればいいですよ、そうでない限りはその地域で、その施設をつくったものを厚岸町内で使うというのは無理なのです。

ただ、そうはいっても北海道というのは広い意味でいうと、これは本州とは違って北海道は一つの島になっています。ですから、北海道全体でいくと地産地消という部分は言い切れると思います。足りないときには、北本連携ということで本州からも融通は受けますけれども、そういった状況にあるわけですから、ですから地域で、厚岸町で担う電力を厚岸でといっても実態はそうではないということをご理解いただきたいのと、ただ、その原子力発電所の事故以来、やはり安全な安心できる地域、町というものをつくるという上では、再生可能エネルギーの普及というのはそれぞれの町ができる範囲で一生懸命進めなければならないという責任を持っているかと思います。

そういった部分では、厚岸町もそういう考え方の中で進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に、5についてございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次、6の水道に入ります、

23ページの基本構想の変更がありますので、あわせて後期行動計画の13ページの6節の水道の審査に入ります。

9番、南谷委員。

●南谷委員 私は行動計画のほうでお尋ねをさせていただきます。

13ページ、まずこの現状と課題のところにあるのですが、平成23年度74.4、そして25年度に71.9と、この数字が下がっております、この表を見ると。

この下がってきている湧水率の要因を、それからその下のまちづくりの指標、現状が平成25年度で71.9%が目標値、77%です。今度は上がっているのですよね。25年度で捉えると下がってきた、ところが目標は若干ですが上がっているよと、どうしたら

上がるのかなということについてまずお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） まず、下がった要因でありますけれども、有収率自体は全て浄水場でつくった水といいますか、配水池から流れ出た水のうち料金になった水の割合ということで、有収水量というふうにこちらは呼んでいるのですが、料金改定やら使用水量の減少が大きくて、この有収水量自体がかなり落ちています。

要は漏水、収入にならなかった水との割合が有収率としてあらわされますので、頑張っても漏水量抑制、抑えてはいる、何とか現状維持をしようとして取り組んではいるのですが、残念ながらお金になった水自体、水の使用量が減っていますので、結果として率が下がってしまうという現象が起きます。

これが、使用水量が、お金になる水の水量が上昇傾向の場合、この逆の傾向が出ます。漏水量変わらないで、売れている水の量がふえると漏水量を減らさないのに有収率が上がるという現象が起こるのですけれども、今回、どんどんと人口減少やら、いろいろな要因で有収水量、売れた水の量が減ってきている結果、漏水は何とか維持できているのですけれども、率として、結果としてあらわれた有収率としては減少せざるを得なかったと、減少という結果になったということでもあります。

25年には大きく下がっているのですが、これについては水量の減りのほかに、例えば小島の海底管で漏水があって、なかなか修理ができなかったとか、いろいろな漏水を抑制する、修理する手法なりを考えてはいるのですけれども、押さえ切れなかった部分が顕著にあらわれたという結果であります。

今後、31年で77%まで持っていこうということなのですが、決算の中でもよくこの対策として相当な費用をかけて漏水調査をして、修理をして、このお金にならない水を減らそうとしているのですが、これをより機動的に運用して、今までですと特定の時期にさあ調べてくださいということでやっていたのですが、ここ一、二年はなるべく漏水がふえた都度、調査をして修理しようと、年間トータルの有収率を向上させようという取り組みをしています。

それから、特に撤去する住宅か何か、取り壊しの住宅か何かについては本管の根本からとめようという取り組みも強めていますので、いろいろな取り組みの中で一般的に厚岸町ぐらいの規模の水道事業体ですと75%から80%程度の有収率を維持している事業体が多いようです。それを目標に取り組みをしていこうという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 そういう努力をして、有収率を上げるよということは理解をさせていただきました。

現状と課題の文書、料金の見直しを含めた経営の健全化に努める必要性がありますと、こう結んでいるのです。

先ほど、副町長のほうから前段、改定に向けての考え方、調査検討して町民の声を十

分反映した中で検討していくということで、今後、どうなるのかまだ不確定状況であるということは詳しい説明があったところでございますが、平成24年から平成28年までの5カ年は現状の料金で、その後、平成29年から料金改定を含め、見直すということで議会のほうにも報告があったところでございますが、あと1年を残した現状と計画の今後の本計画にまだ不確定だというものの担当課としては、この5カ年のうちにそういう検討しなければならない現状にあるわけでございます。

そういう中で、現状でつかまえている範囲でどのような方向で捉えているのか、またどんな取り組みをしていくのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今回、平成24年度に改定した水道料金の検討の中で、今言ったように5年間、この料金を維持して、5年後に見直して次の改定、改定といいましても値上げとは限らないと思いますが、改定をしようという内容で検討をしてきました。

そのときの内容も5年間で何とかバランスをとれる内容でやっていこうと、最初の3年間、今年度、26年度も含めて何とか黒字を維持し、その後、どうしても最後の2年間は赤字になる見込みだと、それでも5年間トータルでいくと何とか収支が合う状況で当時、値上げの計画を組みました。

現状、値上げ当初、初年度は1,000万円以上の収益を見込んでいましたが、実際はかなり低い400万円程度、その次の年、昨年は650万円前後だったと思いますが、計画からするとまだちょっと足りないかなという感はありますけれども、とりあえず黒字の状況は維持してきていると、ただ、問題は赤字になったから、黒字になったかというよりは中身の問題かなというふうに捉えています。

昨年の大きな断水があったように、非常に予想外の出来事があったり、災害があったり、目玉としていました宮園配水池の改築更新事業では労務単価の大幅なアップなどもありまして、予想以上に費用がかさんだ、そういう中では何とか黒字を維持してきたのですが、ただ、予定していた耐震化だとか、水道管の更新というのはやはりかなりおくられてきています。

全国的、全道的には水道施設の耐震化、配水池自体は今回、かなり強度の高いものができましたので、施設についてはいいのですが、水道管については全然耐震化おくられていますので、大きな課題になるのではないかなというふうに考えています。

配水池の建設も大きな負担をしましたので、今後5年間、前回の値上げもそうでしたけれども、ちょっと会計の仕組みが一般会計とは違いますので、これから5年ごとに見直すということですから、これから5年間、改定時期から5年間、どういう事業をやって、どのぐらいの費用がかかるか、そこに我々総括原価というふうに呼んでるのですが、その総括原価に基づいて料金設定をするという基本的な考えで見直しに臨むということと考えています。

ただ、今言ったようにいろいろこの間、予想外に費用がかかったりして出遅れている事業についてはやはりプラスされますし、前回の改定するときも本来であればこの総括原価に基づいて算定すると三十数%の改定が必要だったのですけれども、長期間改定し

ていなかったことや、影響の大きさから全体では20%程度の改定で終わっていますので、その分の積み残し分といいますか、課題の分もさらに検討する必要があるのだらうなというふうに考えています。

地方公営企業法適用の事業ですので、料金収入をもって事業を運営するという性格からすると非常に厳しい現状にあるなというふうに認識しています。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 料金改定ありきでは困るのですよね。いろいろ、災害が起きたり、厳しい状況にあるし、4カ年これからもう1年しかないわけですから、やはりいろいろな諸情勢をしっかりとつかまえて、賢い運用方法というのは、私は設備投資も含めて老朽化してきているものもあるし、辛抱するものもしなければならない、現に当初予算に組んでいるものが、直す予定のものがそれ以外のものが壊れて予算を振り向けるとか、そういう事業も展開をしてきているわけですから、老朽化しているものもあるわけですから、企業会計ですし当然、他会計からというもの望めない中で、町民にしっかりとその辺周知をして、慎重な対応をしていっていただきたいと存じます。

それで、次に参ります。14ページ、水質の保全対策でございます。(2)水質保全対策で、この下段に水質検査計画を策定し公表しますとなっているのですが、これを新たなものの記載なのですが、これは従来のことを踏襲するのか、それとも新たにこの5年で取り組まれるのか、この辺の内容につきましてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 料金改定につきましては、確かに値上げありきではなくて、いろいろな手法、財源の確保など、いろいろな手法を駆使して今後、検討していきたいなというふうに思います。

それから、水質検査計画の関係なのですが、これは水道法の施行規則の改正によりまして平成16年度から作成と公表が義務づけられました。今現在も実際には水道課とか、情報館とか主要なところで水質検査計画、また町のホームページでも水質検査計画を公表しております。

内容につきましては、水源の特性やら水質検査をする項目、検査頻度、その理由、いろいろなことが書かれております。水質検査をするに次年度、水質検査をする内容をその前年度のうちに内容を示して公表しなさいというのがこの趣旨ですので、そういう内容で過去の水質検査の結果に基づいて必要な頻度、内容で検査をするということを中身を公表しているものであります。

●南谷委員 そうすると、今までもやってきたことは改めてまたここに書いてあるということですか。

●水道課長（遠田課長） 平成16年から本来的には公表されているのですが、より

町民にわかりやすく、こういうものがあるということは改めて表記したということで理解していただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に6の水道ありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、次に7の下水道に入ります。

23ページの基本構想の変更とあわせて、後期行動計画の15ページ、第7節下水道の審査に入ります。ございませんでしょうか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 7節下水道でお尋ねをさせていただきます。

基本方向でございますけれども、たしか平成8年10月に供用開始の処理施設、19年経過の処理施設と認知しているのですけれども、本管は大体、耐用年数は50年ぐらいと伺っておりましたが、本町のその本管の利用の実態と管は土に埋まっているのですけれども、この実態というか、どのぐらい耐用年数、実際にたっているのか、よく言われるのですけれども、先ほど僕、質問していたのですけれども老朽化してきて、漏水しているよと、それほどひどくはないと思うのですけれども、本町の実態というのはまずもってどのようなかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 下水道の供用開始が平成8年の10月から、湾月町地区を皮切りに始まったわけですが、確かに19年経過してしまして、一般的には法定耐用年数と言われる下水道環境、下水道の本管の耐用年数は50年というふうに言われています。

ですから当初、布設したものについては19年経過、ですから一般的にはよほど支障がない限りまだまだ十分な耐用年数があるというふうに考えています。

実態といいますか、距離なのですけれども25年度末で下水道本管の布設延長が約5万8,000メートル、58キロメートルというふうな内容になっています。それが実態であります。今すぐ、特に何か支障があって布設がえをしなければならないというような状況になっているところは今のところないというふうに考えています。

ただ、設備については管と違いまして機械、電気設備は大体15年から20年程度の耐用ですので、今後、再構築が必要になってくるというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、布設している管のほうはほったところなのですけれども、施設のほうはということで理解をさせていただいたのですけれども、その下のほうに書いてありました今後の対応なのですけれども、光荣地区終了後は維持管理の時代へという

理解をさせていただいたのですが、この辺の関係について説明を求めます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 下水道管渠、下水道本管の普及の関係でいきますと、光栄地区については予定どおりでいきますと来年度で完了します。その後、下水道区域をさらに拡張する部分については今のところ計画では白浜町の変電所の付近ですね、白浜の一部が対象になっています。

あと、町内に一部、区域ではあるけれどもまだ、ほんのちょっと区域残っている部分がありますが、それはなかなか住宅の張りつきの状況、効率の問題で今すぐという状況にはない部分がありますが、大方の下水本管の布設については白浜の光栄地区、来年度で完了予定、それから白浜の一部が残っている程度でほぼ公共下水道として行う部分については、ほぼ達するのではないかなというふうに思います。

この中にも書いてありますとおり、そのほかの地区の生活排水の対策については今年度からスタートしています合併処理浄化槽をもって対応しようと、それがやはり経済的で効率的な方法だというふうに捉えています。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 次にまいります、現状と課題でございます。この文書を読ませていただいたのですけれども、し尿処理施設の機能では処理が難しく困難、公共下水道終末処理場で一元管理とあります。

この内容をもう少し詳しく説明をしていただきたい。それから、そのときに収支の状況はどうなのだろうかと、収支というか、一元管理することで町として運営者側の立場と、それから町民の料金のほうにどんな影響が出るのかなと、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今回、この下水道の項目での一つの目玉とも言えると思いますけれども、汚水処理共同処理といいますか、属にミックス事業と言って今、し尿処理をしています衛生センターの機能を下水道の終末処理場で持たせて一元的に処理しようと、公共下水道の普及でくみ取りし尿の質も変わったり、量が少なくなって衛生センターでの処理が非常に困難になっている現状があって、処理の担当者からも非常に困難だと、早く何とかならないかと意見が寄せられるぐらい非常に困難な状況になっています。

その対策、それから非常に衛生センターを改築更新するよりは、相当運営費、建設費の面でも大きなメリットがありますので、その方向で今現在、今年度については設計業務、来年度、再来年度2カ年で建設する予定で今のところ進んでおります。

町民の側から見ると必要なくみ取りし尿がきちんと処理してくれるということで、住

民サービスの面からいくと何ら問題はないかと思います。

ただ、処理する側のほうから見ますと、二つの施設を抱えてやるよりは機能が十分であれば、終末処理場で一元処理したほうが行政コストは明らかに低く済みますので、その方向でやっている。

よく水道と下水道の料金の比較といいますか、仕組みの比較の中でいろいろ言われるのですが、水道料金については先ほど言ったように企業会計で運営して、料金をもって事業を運営するという性格のものでありますけれども、公共下水道事業については、その公共下水道、水洗化した方だけが受益を受けるわけではなくて、広く環境保全という意味合いもありますし、公共下水道事業の中には雨水対策、雨の対策です、それから今、言ったこれから行われる予定のミックス事業のように水洗化した人だけが負担すべき費用でないものが多く含まれています。

ですから、単純にその特別家計への費用が大きくなったから、それをすぐ下水道利用者に負担をしていただくという単純なものではないと思いますけれども、平成8年10月から今までかけて整備しました公共下水道につきましては、ほぼもう完成期を迎えているということを考えますと、この時点以降についてはやはり、本来、その下水道使用者、水洗化した方々が負担すべき費用、それから今、言いました公費で負担する部分というのを明らかにして、今の下水道使用料が適正かどうかという見直しは必要な時期になっているのだろうなというふうに思っていますが、それがどうかということはこれからの作業ということになります。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 進めてまいります。16ページ、地域に応じた生活排水処理施設設備の関係で、今、説明ありました合併浄化槽の関係なのですけれども、平成26年からその事業に取り組んでいるのですけれども5人槽、それから7人槽の助成額というものがある程度、町ではやってきているのですけれども、進めるよということですから助成をふやすのかどうなのか、この5年のうちに。現状のままなのかどうなのか、その辺についてお尋ねをさせていただきます。

それと、先ほど朝来ましたら、10番谷口委員さんの委員会の要求資料なのです、朝いただいたのです。この関係で、下水道の関係でも意見がありました。せっかく出していただくのですから前の日にでも出していただければ、せっかく議論するのに参考に変なるのです、ありがたい資料だと私も思いました。

もし出していただけるので、朝であれば、私の頭では理解できないので、もしこういう機会があるのであれば、これだけの部数であれば前の日でもいいですからぜひ出していただきたいとかねがね言っているのですが、依然として朝出すのですよね。この辺は一考していただきたいと思います。

この中で拝見したら、潮見川ではなくて、直接、太平洋にという意見がありました。これに対してどのように捉えておられますか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、合併処理浄化層の助成の問題ですけれども、今年度から公共下水道では余りにも効率がよろしくないと、採算性も悪いところについては合併処理浄化層に対して補助金を交付して、それで進めていこうということで初年度、今年度は10基分、10カ所分の予算を計上いたしました。今現在、7件の申し込みがありまして、ほぼ今年度はそのくらいかなというふうに思っています。

ただ、この助成額につきましては、ほぼ設置費の半分程度、一般的な5人槽でいきますと90万円というふうに定めまして、大体、皆さん5人槽では上限の90万円の交付を受けております。

我々この90万円の算定をしたときには、公共下水道使用者と合併処理浄化層を設置する方々が合併処理浄化層の使用年数といいますか、耐用年数の期間内ではそんなに大きな負担の差はない金額を算定したところ、約90万円ということになったので、公平の観点から90万円というふうに定めてやっています。

環境省の補助金も一部、5人槽でいきますと11万7,000円だったかと思いますが、その程度の補助金も含まれていますが、国庫補助が極めて少ないです。残りについては町の負担でやっているわけですけれども、環境保全もするという観点、快適な生活をしていただくという観点で公共下水道と大きな差がないような配分を利用者と大きな差がないような配分をしようということでは、今の時点では適正かなと。

ただ、設置工事費が非常に高額なので、年間、手探りといいますか、初年度なので、向こう5年間、10基ずつをま見込もうということで計画は建てましたけれども、初年度やってみますとやはりPR不足というのも初年度でなかなか周知されていない、いろいろ広報誌などで周知はしたつもりなのですが、まだ余り広まっていないのかもしれない。今年度は7基という結果です。できればこれは大いに利用してほしいというふうに考えています。

それと週末処理場の放流水の放流先の問題、何回かいろいろな場面で要望なり、意見が出されてています。今現在、終末処理場の放流水は、終末処理場から自然流下、自然の勾配で潮見川を経由してひょうたん沼を通過して厚岸湾に入るという流れになっています。

一部に厚岸湾ではなくて、筑紫恋川の外洋のほうに流すことはできないかという意見がありました。技術的には、ただ自然の勾配では流れていきませんので途中に中継ポンプ場を設けて流すということであれば可能ですので、技術的には可能ではあるのですが、ただその場合、当然、その事業については全くこちら側の都合でありますので、補助の対象にはなりません。

ですから、全額、町が負担をしてその事業をやるということになるのですが、超概算ではありますけれども、費用算定をお願いしたところ、建設、パイプを筑紫恋川に延ばして、途中に中継ポンプ場を設けてやるという方法をとりますと、事業費で約6億5,000万円程度かかるということ、それから当然、ポンプですずっと運転しますので電気代とか、停電になって流れないのも困りますので非常用発電設備もいると、当然、維持管理費もかかるということなので、維持費で年間500万円程度かかるのではないかというものの回答を得ています。

そうなりますと、下水道事業でやる、事業の性格からすると水洗化した方々がそれを負担するというにはなりませんので、技術的には可能ではありますが、この費用を誰が負担するのか、維持費は誰が負担するのかという大きな問題があるというのと、あとそういう事業の必要性ということです。

今、終末処理場の放流水の水質はかなり良好な水準で維持していますので、何かに支障があるということは我々今のところ考えていませんので、まずは費用も去ることながら、その必要性については大いに我々は疑問を持っているところであります。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 私はまちづくりの指標でお聞きしたいのですけれども、三つ指標があって、その中の真ん中に下水道の水洗化率、現状が71.3%というふうになるのですけれども、前期の行動計画では、これが平成20年では69.3%だったのです。ですから、5年間で2%上がったのですけれども、ただ、2%しか上がらなかったというふうに言えると思うのですが、前期の行動計画のときには目標値、平成31年には88.5%というような目標を立てていたはずですから、それに遠く及ばず今回、31年度の目標値は8%近くも下げているのですけれども、まずこの5年間で2%ぐらいしか上がらなかった理由、それを教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 水洗化率なのですが、5年間ということなのではございますが、この5年間でかなり区域が拡大していますので、2%、区域を拡大しつつ、対象個数がふえつつ、さらに2%上昇ですから、固定したところから2%しかというのはちょっと違うかなと思うのですけれども、観点が違うかなと思うのですが、対象個数がふえた中で2%延びているということで、PRやら、補助金制度の活用やら、いろいろ手だてを尽くしていますけれども、やはり区域になっても水洗化するのは我々でなくて、その区域に住まわれている、居住している方々、ご存じのように水洗化しようとする標準的には一般家庭で大体60万円前後の改造費用がかかると、結構、経済的な負担も大きいということもあって、法律的には3年以内に水洗化しろということにはなっていますが、なかなか補助金制度の活用をお願いしたり、PRをしても、やはりそういうのがネックになっているかと思うのですが、なかなか延びていかないという現状にあるのは確かです。

これについては大きな課題、せっかく多額の費用をかけて投資したのにつないでくれないと何の効果も発生しない。まして、その分については、さらにくみ取りという二重投資をしなければならないという現状を考えますと、これはかなり大きな問題だというふうに我々捉えているのですが、ただ、いかんせんその水洗化するのはそこに住まわれている方、その方々が意識を持って取り組んでいただかなければなかなか、この部分というのは延びていかないというふうには考えていますが、ここは我々なりに努力が必要な部分だというふうに感じています。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 それはわかるのです。多少区域が広がって、当然、対象人口もふえるわけですから、ただ目標値がそれでは今回の71.3%から31年の80.2%、約9%ほど上げる、このために今までと同じことをやっていたのでは、いつまでたっても、どうやっても到達しないというふうに私だと思うのです。

これは、今までと同じような施策の中で、この5年間で80.2%までいけるという確証のもとでやられているのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、31年度になりますが、ほぼ区域の拡張、公共下水道区域の拡張は終了段階に来ていますので、今までのように区域を拡張しつつ、その水洗化率を伸ばしていくということではなくて、限られた区域の中で残っている部分をいかに水洗化してもらうかというところに力を注ぐことになると思います。

その施策については、ちょっとまだ手探りの状態というのが正直なところですが。当然、補助金制度を活用してもらう、今までにも増して、ただ一般的にこういう制度がありますという周知ではなくて、個別に特にここ一、二年広げました光栄地区については個別説明という、工事をやる段階での説明もさることながら、その後のPRなり、1年ごとにその補助金も下がりますので、その都度対象者にダイレクトメールで今やったほうが有利ですよという取り組みを始めています。

それ以上の取り組みについては、まだこれから検討する必要があると思いますけれども、目標値としてはぜひこの数値、8割超えの数値を目指して、そのほかいろいろな取り組みをしていかなければならないなど。まずは先ほど言ったように、やはりやっていただくのは我々ではなくて相手のほうなので、その手法についてはやはり頭を痛めているところではあります。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 前期の行動計画での31年の目標が88.5%なのです。今回は、それよりも8%も下げている、それさえも難しいというのであれば、やはりそれは取り組みを何らかの新たな取り組みをしていかなければ、今までも下水道区域になっている人方で当然、その3割り近くがまだ整備していないわけなのですから、それは10年後、5年後になっても、10年後になっても整備しないかもしれない、その人方が整備をしようとするそういう動機づけになる新たな施策というものが必要になるのではないですか。

やはり、そこら辺は具体策というものをしっかりと確立して、80%超えを早期に達成できるような施策展開というものをやはり希望したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） おっしゃるとおりだとは思うのです。せっかく多額の費用をかけて整備したのに、今、7割ちょっとと、これはやはりいかななものかという感覚はありますので、ただ、先ほども言いましたとおりにやっていただくかと、しかも標準的には60万円前後もの多額の費用がかかると、それと今まで長くやってきた関係で突然、補助金の額を公平の観点から上げるわけにもいかないと、非常に厳しい制約の中でどんなふうにやっていくかということは頭が痛いところではあります。

ただ、生活排水処理という観点から考えると、下水道の水洗化だけにとらわれず、総体のくみ取りも含めてどうやってその処理をしていくのかという、大きな観点からの視点も必要なかなというふうに思います。

ただ、今すぐどうこうという劇的ないい方法というのはなかなか出てこないのかなと、十分、研究する必要があるのですけれどもPRなり、場合によっては短期間の減額した補助金を持って対応できる分はないとか、そういう検討は必要になってくると思いますが、今すぐここでこういう劇的ないい方法があるというのは、なかなかすぐは出てこない状況にはあります。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 下水道整備が終わった後、当然、今度は独立採算という一つの課題にも向かっていかなければならなくなるものだと思うのです。

いつまでも町財政のほうから多額の費用というものが出た中で、今は建設事業とか進めていますけれども、整備が終わった後というのは今度は独自採算というものをやはり考えていくときに、やはり区域内の人方には利用してもらうというものがどうしても必要になってくると思います。

それであれば、やはりそのための施策、現状から脱却しなければいつまでたってもやはりこの現状というのは変わらないというふうに私も思いますので、やはりそこは何か思い切った抜本的な施策というものをしなければならぬ時期だとは私は思いますので、その検討というものをぜひしていただきたいと思います。

以上です。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まさしくそのとおりではあるのですが、いかにやっていくかという大きな課題はありますが、ぜひともこの8割超えを目指していろいろな手法を検討していきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

7の下水道、他にありますか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 16ページの施策の展開、方向、衛生的で快適な暮らしの位置づけの(2)で、地域に応じた生活排水処理施設整備ということで載っているのですが、ここは公共下水道整備を予定していない地域をどうするかということで、個人による合併処理浄化層の設置等を支援するということなのですが、こういう地域に公共施設がたくさんあると思うのですけれども、現状は今、どうなっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） この制度といいますか、補助金をもって合併処理浄化層の助成をするというのは今年度から開始していますので、ちょっとしかも対象が一般住宅ということで、全体の状況はつかまえてはいないのですが、整合をとるように町が公共下水道区域以外のところの生活排水処理を合併処理浄化層でやって環境を守ろうということですから、町のほうもそれに合わせた、すぐ改造ということには予算の関係ではならないかと思うのですけれども、新築なり、改築を機にそういう方向に取り組んでいただけたらなというふうな希望を持っています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 水道課だけの責任ではないのではないのかなと、それぞれ学校だとか、集会施設だとかありますから、そういうものがどういうふうになっているのかと。

やはり、一つには班を示すのは公共だと思うのです、公共施設だろうと。公共施設が進まないのに住民にだけ合併浄化層の設置を求めるというのでは、私はちょっと片手落ちではないのかなという点では、今、現代、それぞれの施設がどうなっているのか、あるいは今、建設中の例えば太田の活性化施設ですか、ああいうものはどういうふうになるのか、そういうあたりをきちんとつかまえた上で、これに反映されてこなければならぬのではないのかなというふうに思うのです。

それから、それと同時に産業団体だとか、そういうところの大きな施設が今どうなっているのか、そういうことも含めて今後、こういう方向で進めていくというあたりを押さえて、こういう状況で進んできている、そういう中でも住民のほうもこういうふうに協力をしていただきたい、あるいはこういう方法ではどうでしょうかとか、そういうものを積極的に提案していくような計画になっていかなければならないと思うのですが、そのあたりは何らかの形で示すことはできないのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 3時の休憩に入ります。

3時30分から再開いたします。

午後 3 時00分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 全体的な、公共施設全体的なことになりますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず最初に公共下水道の区域路の部分につきましては、これまで3年というめどで順次、検討をしながら一気にというわけにはいきませんが、順次、整備を進めてきております。ただ、いまだにまだ全てが終わっているという状況ではございません。

今、ご質問にあったような合併処理浄化層、これにつきましては公共下水道区域外の施設でございます。

その部分でいきますと、先ほど質問の中にあった学校という部分では太田中学校、こちらのほうが合併浄化層をまだ、いまだ設置されていないという施設、学校では一つがございます。

それと集会所でありますとか、公園の公衆トイレだとか、いろいろな種類のし尿を処理する箇所がございますけれども、集会所は特に今、合併処理浄化層を進めているのは一般家庭でございます。そうすると、毎日、利用される、トイレは利用されると、一定の量は確保されるということでございますが、集会所というのは質問委員もご承知のとおり使ったり、使わなかったり、使うときに大きく使ったり、使わないときにはずっと使わなかったりということになると、浄化層の機能としては働きません。

それと公園のトイレについても年中、解放しているところと、期間限定で開いているところもございます。そういったところでは、合併浄化層というのは機能しないというものがございます。

また、教員住宅、こういったところは一般のご家庭と一緒に、これは毎日のようにしてある一定量のし尿が排出されるという部分では、こちらのほうについては合併処理浄化層の機能が働くという部分で、施設ごとによって検討はしていかないとだめなところがございます。

そういった中では、今後、町民の皆さんのほうにはこういった方針を厚岸町は立てて、公共下水道区域以外については合併処理浄化層でというお願いをさせていただいておりますので、その施設ごとに検討をして、合併処理浄化層で機能をする施設につきましては、順次、計画の中で検討を進めて、順番を決めて整備を進めていくという方向になるかと思えますし、その考え方でやっていこうと思えますけれども、ただ、全体的なその施設をいつの時点でどうやるのかということになりますと、これからの議論の中で先のほうに行きますと行政運営という部分があります。その中で、先ほどのいろいろな議論の中でも、私も紹介しましたが公共施設全体のこれからの維持管理どうしていくかということで、公共施設等総合管理計画という部分で、向こう何年かぐらいにはどういった補修なり修繕が必要だというようなことも洗い出しをしながら進めなければならぬということでございますので、そういった計画検討する中で公共施設等についてはその整備に向けて検討していきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

そうすると、合併処理浄化層については個人の住宅と公共施設は当然、違うわけですから、それと利用状況を考えて機能が十分発揮されるかどうか判断の材料になるということがわかりましたので、ただ、そういう中でもやはり機能がきちんと働く、そういう教員住宅だとか、職員住宅なんかあるのかどうか今わかりませんが、そういうものも含めてやはりきちんと整備をしていただきたいなというふうに思うのです。

例えば、大規模装置の事務所だとか、そういうものも含めて年間通して常駐している施設もありますので、そうするとそういうのはどうなるのかということもきちんと考えていただきたいと。

ですから、これには今回は載せるのは無理かもしれないけれども、それはさっき言った、ただ、ちょっと心配なのは、余りにも公共施設をどう維持管理していくのか、邪魔なものはどんどんあれして減らしてしまっていくという考えにいかれては困るのですけれども、住民が片方では負担しているのに公共のほうで整備が進まないということになると、やはり住民のほうから不満が出てくると思うのです。

ですから、そのあたりをきちんとやってほしいと、それは今後、実施計画だとか、そういうものに順次、盛り込まれてくるというふうに考えていいですね。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 合併処理浄化層と機能する施設につきましては、順次、検討させていただいて、実施年度が明確になった場合には実施計画のほうに登載しながら、予算計上のほうをしていくということで進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 7番の下水道、他にありますか。

5番、中川委員。

●中川委員 ここで私からも質問させていただきたいのですが、何人かの方が質問されておりますけれども、先ほどの終末処理場から汐見川通って海のほうに流しているわけですが、課長の答弁を聞いてわかったのですが、一方で私はそんな傾向があったのかなと思ったのですが、筑紫恋川のほうに流したらどうこういう話がありましたよね、課長から。そして金額も工事費も6億5,000万円ぐらいと、中継のポンプ場やら、それらを入れればまだまだかかるのでしょうかけれども、これはその計画はどこから出たのか、私らも組合で町は町政懇談会というのがありますけれども、我々の組合ではちくじょう会というのがありまして、皆さんと話しをするのですが、そのときに今、この川の変更できないのかなと、それは組合側から言われているのは海に行かないで途中からバラサン川、昔、あの湾岸道路の土地ありましたね、あの辺から流したらどうなのだろうと、そういう話で要望というか、我々役員に要望が出ていまして、

そして組合長からもこういう機会があったらあなたからひとつ質問してみてという話が、正式なものではないのですけれども話がありまして、その6億5,000万円、筑紫恋川のほうに流すのは我々組合員からも話は聞いていませんでしたのですけれども、どういうあれでその筑紫恋川に流す計画が出たのかなと。

それからもう一つなのですけれども、今も合併浄化層の話も出ていましたけれども、ことしというか、26年度で10基ぐらいでしたか、春の計画を組まれたのは、それでどのぐらい申し込みがあったのか。もし、申し込みがあれば私らも海を守る立場の人間ですから、私も当時見学あった予算の決まったときに、組合の信用部の部長のほうにこういう話があるので、組合員に下水道が行かない、組合員のところにつけてもらいたいねという話もしていたのですけれども、どのぐらい合併浄化層が今の時点で要望があったのか。

そして、その数で山といいますか、わかりますね私の言っている山と、それから海でも計画にないところ、それらがどのぐらいあったのかお知らせください。お願いします。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、終末処理場の放流先の関係ですが、ちょっと僕がかかわる部分では古い時点ではよくわからないのですが、最近の最新の知り得た時点で言いますと、昨年3月に生活排水処理基本計画を策定するために審議会を開きまして、その中で漁業協同組合の関係者の方からも意見が出された内容で、今の終末処理場の放流先が汐見川を通過して、最終的には漁港区域内に流れてしまうと、非常に海産物を生産する町としてはイメージがよろしくないという話がありまして、それから以前にも厚岸湾のほうではなくて、厚岸外洋のほう、要は筑紫恋川しかないわけなのですけれども、その時点では、そちらのほうに流すことはできないかという話が聞こえていましたので、業務をいろいろお手伝いしていただいているコンサルタントさんに費用のかからない範囲で概算でどういう、どのぐらいの費用がかかるものなのかということを確認したところ、約6億5,000万円程度、地質調査したり、勾配をきっちり確認したわけではないので精度はさほどよくないとは思いますが、6億5,000万円程度の費用が自然流下で流れる勾配ではないので、途中に中継ポンプ場を設けて圧送しないと筑紫恋川には流れていかないよという回答を得ています。

6億5,000万円程度というのは、その程度の精度のものだというふうに認識していただきたいと思います。

ですから、出どころがどこというよりは、いろいろな場面で放流先が最終的に厚岸湾のほうに行くのはちょっと非常にイメージが悪いので、ほかの方法、外洋ということを検討して、できないものかという話が出ているというのは、それは事実で今回もそういう意見が出ているということでもあります。

それから、これは別に事業として捉えてはいないわけで、そういう意見があったのも、もし、きちんとやるとしたらおおよそどのぐらい見込まなければならないかというのがスタートでありまして、特に事業として位置づけたものではありません。

それから、さらに汐見川の放流先、途中からほかのほうにバラサン川に振ったらどう

かというのは、ちょっと具体的な検討はしていませんが、漁港区域なり、用地の関係もありますので、そこまでは水道、下水道についてはそこまで具体的な手法は検討はしていません。

それと、合併処理浄化層の関係ですけれども、今年度スタートでどのぐらい来るかというのはちょっとよくわからなかったものですから、まずは10基、一般的な家庭5人槽で10基という予算を計上いたしました。ほぼ、これ以降、相当寒くなっていますので設置は困難であろうということで、今年度はここで終わりかなと思うのですが、現在、7基の申請、設置がほぼされております。

設置場所なのですが、バラエティーに富んでいると言ったほうが正解かもしれませんが、上尾幌で1基、太田で1基、門静1丁目、偕楽園団地といいますか望洋台で1基、奔渡6丁目で1基、それと太田にもう1基あります、それから片無去で1基、尾幌で1基ということで、結構、広範囲にいろいろな地区で散らばって設置されているというのが現状であります。今後、ぜひこの制度を活用して広めていただきたいなど。

それと、関係団体が上乘せ助成して、さらに広めていただけると非常に助かるなという思いはあります。

●委員長（佐藤委員） 6番、中川委員。

●中川委員 今、課長のほうからいろいろお聞きしたのですけれども、その前にこの6億5,000万円、いろいろと話が出て計算してみたのですという話では、今、課長が先ほどどういいうわけで、これでスムーズに海に流れているのにどういいうわけでこうなのでしょうねと言いながら答弁されていましたが、私は課長の前でこんなことを言ったらあれですけれども、水道課長といったら遠田、遠田といったら水道課長というような、もうベテランの課長ですから、私はその課長が何も心配ないですよと、潮見川に流しても、海に行ってもいいですよという、何か物すごく自信に満ちた答弁でしたので安心したのですけれども、それを聞いて、その半面、今、バラサン川のほうに流したらどうなのだという話も聞きながら、その以前に課長のほうから自身の溢れたような答弁されていたので、ああすごいなと思ったのですけれども、こんなことを言ったら大変、失礼なのですけれども、前の課長のときに今、私が言いますように水、海を守る立場で、ちょこちょこ課長のところにデスク回りでお邪魔して要望なり、話を聞いていたのですけれども、今、先ほどの遠田課長の答弁でしたらすごく自信に満ちた答弁でしたので、前の課長のときは大変、失礼な言い方かもしれませんが、そんなあれでなかったものですから、そうしたから私、処理場に新しい、言い方もへたなのですけれども、その器具が入って、あるいは薬品使って、そして以前の前水道課長がいた点と、今の遠田課長の立場といいますか、それでもってそういうふうに違うのかなと思ひまして、今、ほかの委員さんの質問ですけれども、そういうふうにしてとったのですよね。

そうしたから、たいした意味もないかもしれませんが、潮見川に流して海に行っても問題はありませんというようなさっきは答弁をしていましたので、安心はしたのですけれども、その辺、もし何かがあったら答弁してほしいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 人が変わったからといって変わる内容ではありませんので、終末処理場の放流水の水質については、かなり良質な水質で流していますので、その外洋のほうにというのは最終的にイメージが悪いという、数値をクリアしていなくて、何か漁業生産に影響があるとか、そういうことではなくて、その終末処理場の放流水が漁場に入っていると、どうもイメージが悪いと、それは何とか払拭してくれないかという、そういうイメージの話でしたので、イメージでお話ししてもこれ結論が出ませんので、何でやるかといいますと、放流水の水質がどうかという観点でいきますと全く問題がないと、この後、し尿処理施設にかわるミックス施設が追加されても検討した結果、十分それはクリアする内容でしたので、特に水質についてこちらの立場でいうと何ら問題がないということでご理解を願いたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、課長の答弁聞きまして安心しましたし、そういう今、そういうことで今、課長から答弁あったようなことで組合員も不安心持っているものですから、だから今、課長の答弁を聞いて機会あるごとに私も絶対、安心ですよという、問題はありませんと、そういうふうにPRしていきたいし、そういうふうに努めていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

●委員長（佐藤委員） 答弁はいいですね。  
他に7の下水道ありますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

次、8の道路公共交通に入ります。23ページ、基本構想の変更とあわせて、後期行動計画18ページ、第8節道路公共交通の審査に入ります。ございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、19ページの冒頭、3段目の冒頭、広域道路網の整備促進となっていてまして、(1)として北海道横断自動車道における根室線のうち、別保から温根沼に至る間の効率的な手法による早期整備を関係機関に要請しましたとなっているのですが、このルート、これはどういうふうに予定されているのか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、いよいよ今年度で釧路圏まで道東道が延伸されるということになっております。そして、来年度には阿寒インターまでということと、

それと並行しながら外環状線において別保東インターまでもというような話も実現身が出てきております。

そういった中では、北海道横断自動車道の終点というのは根室まででございます。今、整備期間ということで進められているのは釧路の部分まででございます。引き続いて、釧路までの整備が終わった後は、引き続いて根室までということでお願いをこれまでもさせてきていただいておりますけれども、ルートにつきましては今、ただ計画路線ということになっていて、どういうルートでいくかというのはまだ全然、一向に白紙の状態でございます。

今、国のほうに対してお願いしていくのは、今度、その別保から根室に至るまでの場所を、区間を今度は基本計画路線のほうに上げていただかなければならないと、そのためには事前の調査をすることになります。国において。その調査まで入っていただかないと、どうも整備に向かった進展ということにならないわけですから、その調査を進めてくれという働きかけになろうかと思えます。この後につきましては。

国のほうにその順序を聞きますと、その区間内の調査、いろいろな問題、課題というのは、そのルート上にありますので、そういったものをつぶさに調査するそうです。1年、ないし2年かけて調査をして、そしてその中でどの別保から根室に至るどの区間から優先的に整備を進めていくかと、それが決まった段階で、それではこの区間のルートをどこに走らせるのかというのをその後になるそうです。

ですから、今は国の計画では別保から温根沼までは直接上で結んでいる絵になっております。ルートはまるっきり決まっております。そういった事前の環境調査等を進めて、その後にルートの検討ということになるということで、ルートについてはいまだ白紙の状態ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何丁目何番地のところを通して、そういうふうに行くというような話は今の段階では決まっていないのは、それは私も理解しているつもりです。

ただ、これ概括的に言うと国道44号と並行して走るのではないかと、概括的にということだと思うのですがそうですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） それもいまだはっきりした方向というのは決まっております。

当時、道路中期計画の見直しがあったときには、今、ここで表現しているような既存の路線をということで、厚岸町としてもそのようなお願いをさせていただいておりますが、今、国とお話、いろいろさせていただいている中では、この別保から根室に至るまでの中で一番、防災上、災害上、弱いところというのが実は厚岸区間だと言われております。

現に大雨、台風、爆弾低気圧等々で通行どめになっているのも、この区間でございま

す。そういったことからいうと、国道自体をかさ上げする、あるいは立体交差で結ぶということになると、費用対効果でいくと、どうも事業費がその数値は出てこないだろうというふうな部分も言われていますし、釧路根室間におけるこの国道44号は今、大動脈でございます。これが切れてしまうと大変なことになります。人の命、経済、大変な状況になるという部分では、国のほうの考え方としては一方では国道に並行するという考え方も持っております。

ただ、これにつきましては先ほど言ったように、いろいろな調査を踏まえた上で現に地元自治体等々とルートについての検討がなされるという上では、これについてはあくまでも仮定の話でございまして、全然、そのルートについてはまだ白紙の状態ということには変わりはありません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 時間もないから結論から言いますけれども、私が危惧するのは、新幹線が走ると在来線はどんどんやせ細るのです、減便に次ぐ減便で。そして、そのときの偉い人たちの物の言い方は新幹線ができて便利になったのだから、これでもってその地域は十分、恩恵があるわけだからいいじゃないかという話になっていくわけです。

これで、本当の概括的に言ってどこを通るかはともかくとして、ある程度、ついたり離れたりするでしょうけれども、そういう高速道路が根室まで続いたとする、そうするとその中で国道44号を整備するというようなことは甚だ難しくなるでしょう。その地域に2本、どんと金を入れるほど今、国には財政的余裕はないでしょうから

高速道路があるからいいじゃないかということになりかねないわけです。ところが、高速道路というのは、インターチェンジがあって、そこのところからしか乗りおりできないのです。ところが、一般国道というのはどこからでも入れる、これは全く違うものです、地域にとっては。

そうすると、新幹線が家の前を通ったけれども、置いていくのは防音だけだという話がありますよね。それと似たようなことも起こりかねません。そうすると、厚岸町としては、まず国道44号きちんと整備、今、大動脈だとおっしゃったが、まさにそのとおりなので国道44号をきちんと整備してもらうということが何より大事ではないかと。

そして、国道44号の拡幅、直線化をどんどん図れば、まだまだ根室から釧路までの時間というのも短くすることは可能なのです。

今、いわゆるみぞれ観察館あたりの湿原の問題でしょう。あそこのは大変な道路や線路をつけるのが難しい地域ですよね。釧路から根室までの鉄道敷設のときの最も大変な工事は、この厚岸湖沿岸だったというふうに別寒辺牛側の河口のこの大湿地帯だったというの聞いています。どれだけの人がここで亡くなっているかわからないという話も聞いています。

だから今、また道路のかさ上げや何かしてもこれは大変だなと思うのです。ただ、ここに住んでいる人間にとっては、まず44号をきちんとしてもらうということが第一ではないですか。そのときに、厚岸町として高速道路もつくってくださいというようなことに手を挙げていると、大事な44号のほうに行く、いわゆる予算の配分がこれうまくいか

なくなるのではないかという危機が常にあるわけです。

そのあたり、どのようにお考えですか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

以前に室崎委員とも、この高速化についての議論をしたことがあのです。というのは、某新聞において、国、道の主催である政策会議において若狭靖と某組合長がやりとりしたということでトップ記事になったという議論の中で、いろいろとお話をいたした経緯がございます。

そういう危機もあることはわかります。しかし、国道44号線は44号線で、今、強力に整備促進を図るようお願いをいたしておりますし、ご承知のとおり宮園の道路の拡幅、さらにはまた別寒辺牛のかさ上げ、さらには今後は門静知地区の危険な場所等におけるいろいろな話をいたしているわけございまして、ですから高速道路ができたから国道44号線は余り整備が進まないのではないかということについては、我々もそうならないように、やはり役割が違いますので、その点を我々としては強く要請をしまいたいと同時に、高速道路化につきましては、これは長年の懸案事項なのです。私が町長になる前からの何十年前からの釧路地方開発期成会として、根室まで高速化を図るということで、毎年、国に強く要請をいたしているわけであります。

とりあえずは釧路までということで、ことしの3月には白糠まで、さらにはまた来年は阿寒までということがめどがついているわけございしますので、その後、根室までの高速化についてはどうするのか、期成会としても続けて要請をしまいますが、路線等については先ほど担当課長から答弁があったとおりでございますので、その点にはご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 高速道路をつくるのをやめろとか、厚岸町は一切そんなことは言うなとか、そういう気はありません。

ただ、行政というのは順位がありますよね。それで今、一番大事なのは44号を整備してくれという話ではないのかと。ところが、ここでは1番目に高速道路が出てくるのです。順番逆ではないのかというふうに思うのです。

まず44号の整備というのを強く国に訴えるという姿勢をきちんと示すべきではないのかと、そのように思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番目に高規格道路、2番目に一般国道の整備という順番になっているので、これは最初に国道整備にすべきではないかというご意見であります。これは順番にかかわらず重要項目として私はやはり現行の国道44号線の整備、これは地元としても強く厚

岸区間、浜中、根室なりますが、できれば厚岸区間を早急に安全な道路にするように要請をいたしているところでございますので、1番だから、2番だからということではございませんので、その点はこれからの厚岸町の施策として、さらに国道44号線の整備につきまして強く国に要請してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私もこの施策の展開の広域道路網の整備促進で聞きたいのですけれども、今、12番さんが質問されたのを私も高規格幹線道路の整備ということでお聞きしたいのですけれども、北海道横断自動車道のうち、本別から整備区間って決まっている別保までは決まっているのですけれども、その後がまだ路線が全然白紙状態だというのは、先ほどの答弁で十分、承知はするのですけれども、本別からこちら側というのは国が建設をするということの中では、高速道路という中でも動いているのですね。無料で利用できる道路ということで、料金のかからない道路ということの中になると思うのですけれども、そういった中で広域のこの高速道路網の整備というのは、やはり一次産業や海産物などの輸送の高速化、また2次産業、加工品の輸送においても高速化を図られるということは、やはり経済的な利益というのは当然、大きいというふうに思うのです。

といったときに、そこで問題になってくるのは当然、この別保から根室までの路線というのは全然決まっていらないにしても、それでは一体、厚岸町のどこを通るのかといったときに、やはりある程度の認識をやはり共通認識として持つべきではないのかというふうに思うのです

というのも、どんなに厚岸通ったからといってずっと山奥でインターチェンジがずっと遠く、市街地から15分も20分もかかってしまうようなところでできてしまった道路であれば、町民に対する利益という、また産業に対しての利益というのも、効果というのがすごい薄れてしまう、そのように思うのです。

であれば、やはりこの高速道路網の整備に当たってはインターチェンジ、町内に仮に通ったにしても、インターチェンジの場所、できるだけ市街地側のほうにやはり持つてくるという、この認識は共通として持たなければ町民の利益にはならないのではないかと、ただ厚岸町に通ればいいのだといった中で整備促進を要望するのではなく、その通る場所についてもインターチェンジの場所についても、やはりある程度の青写真というものを持った中での要望、そういうものをしていかなければならないというふうに思うのですけれども、そういうような認識を持って今後、要望活動とかをしていただきたいと思いますと思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 全くそのとおりでございます。高速道路できることによって経済効果、さらにまた利便性等も十分に踏まえて、これから位置等も国に要請していかなければならないと。

特にインターチェンジ、これは絶対、厚岸町に設けなければならないと。ご承知のとおり、

もう今は既に白糠、阿寒インターチェンジが大体、確定して、白糠はしろということに相成っているわけでございます。これは十分に地域を考えたインターであるというように私は理解いたしておりますので、今後、高速道路の整備に当たりましては、必ず厚岸にインターチェンジを設けていただくように強く要請をしまいたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうなのですけれども、できるだけ市街地側のほうに路線なりを持ってくる、やはりそういう認識を持っていただきたいなと。インターチェンジもやはりできるだけ市街地側のほうに持ってくるという、当然、市街地といっても限度がありますけれども、海を通すわけにもいきませんので、ある程度、陸地の中では限定されてくるのだとは思いますが、やはりそういった中でも町民の利便性も考えた中で、インターチェンジが当然、できることは厚岸町として要望することは当たり前なのですけれども、それとできるだけ市街地に近いところに持ってくるように、これはやはり一つの政治力だと思っておりますので、町長のお力をぜひ発揮していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） その意に即した考え方ももちろん私は考えております。

しかしながら、これは大変、土地の関係がございまして、白糠もおくれた理由は、または阿寒までのおくれた理由というのは土地なのです。地主との話し合いがなかなかつかなかった、もっと早くできる予定だったのです。

ですから、今後、根室まで行くという中で、いろいろそういう問題も絡んでくるだろうと思います。これは現実の問題です。

そういう面につきましては、できるだけ厚岸に近い中での考え方、今言われたとおりでありますので、今後ともいろいろな問題は抱えておりますので、できるだけ努力をしまいたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この高規格道路の問題なのですが、やはり厚岸地域住民が生活しやすい環境をきちんとつくってほしいし、町民にとって利便性のあるものでなければならないというふうに思うのです。

それで今、12番委員さん、あるいは6番委員さんの質問に対して別保からこっちが全然決まっていなくていいながら、よく走ってみれば、もう上別保を超えて上尾幌の近くの山の中までもう工事が進んでいるのですよね。

皆さん、深山の坂おりていったら工事やっているの见れますよね。そして、272号線というのか、あれをあの道路に曲がって、こっちから行けば右に曲がれば、もうそちらに上って工事をやって、それはもう上尾幌の裏側まで工事が今、進んでいるのです。全く、

路線がわからないといいながら、工事が進んでいることに対して、そういうのは町はどういうふうにつかまえているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、外環状線の道路で、別保インターまでの整備が決まっています。別保のインターどこになるのかというと、深山をおりていって、産業道路272の道路、こちらのほうにインターがつく予定になっていきます。そこまでの整備はちょうど深山をおりていくと右手の山側に見えますが、その道路はそこにつくと。

今、谷口委員、質問されたその道路というのは、釧路、根室、中標津間道路、地域高規格道路という部分で、部分的にちょこちょこ整備しております。それにつきましては、今、言っている北海道横断自動車道ではなくて、地域高規格道路の釧路、中標津間道路の整備でございます。

ですから、あくまでも先ほど言ったとおり別保から根室に至る部分についてはルートも何も決まっておりませんし、当然、何も手はつけてございません。それは違う路線の地域高規格道路というものでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうするとあれですか、地域高規格道路ありますよね。それで、こちらの根室までの高規格道路とのジャンクションが上尾幌の山奥でつながるという説明を受けたのです。ここの新しい役場になってからだな、たしか。

そのときに聞いた、その路線に向かって今、別保から272の交差点、踏切というか陸橋がありますよね、44号線と272のところに鉄道の陸橋があって、その陸橋を越えたところから山に登っていくのは、それは地域高規格道路の路線だということなのですか。それとも、そして上別保の山奥ずっとやっていますよね、見たか見ないかわかりませんが、それを走っていくと大体、上尾幌の炭鉱の裏側のほうに昔の炭鉱の裏側に出てくるというコースで、これは当初、計画したルートを我々が聞いたルートと大体つながるのですけれども、それとは別だということなのですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 北海道横断自動車道というのは、ずっと札幌のほうから来て今、阿寒インターまでの方向づけがされております。阿寒インターから先はといたときに、国も今、先ほどの堀委員も言われましたけれども、本別からは国の直轄方式でやっているのです。それまではネクスの整備事業、昔の道路公団という整備事業でやっていましたけれども、本別から国の直轄方式でやっています。

それは、高規格道路といいながらも、無料で自由に乗りおりできる区間になっています。それが釧路、阿寒インターまで行きます。その阿寒インターから先については、今

度は外環状線を別な手法で国は整備を進めております。それが別保まで行きます、それが将来的に北海道横断自動車道とつながって一体化になると、その別保のインターというのが深山おりていって272に入っていって先にインターができるというふうに聞いています。272から若干、上に上がるみたいですけども。

恐らく、その先から中標津道路というのを整備をさせると、それが部分的な、国もいろいろな予算の関係もあるものですから、いろいろな手法を使いながら地域高規格道路ということで、厚岸からも太田から通ってずっと行って、中標津に向かうときにもすごい立派な道路もあるかと思います。

そういった部分的に地域高規格道路というもので整備をしていって、それをつなげる、272をずっと走っていくと、ところどころで整備をしているのが見られます。それは、あくまでも釧路中標津間道路の地域高規格道路の整備でありまして、今、質問がありました別保から温根沼に至る、根室に至る道路について、なぜ温根沼と言っているかという、温根沼から先、根室までは、また根室道路というような開発での整備も一方で開発は進めているのですね。

そういった場所場所にいろいろな手法を使って、最後に一体的につながるような手法をとっております。別保から根室に向かう道路については、先ほどから説明しているとおり、ルートも決まっておりますし、整備は何も始まっております。ですから、谷口委員が言われている道路とするのは、これはまだ確認は開発にとっていないかもしれませんが、間違いなくこの釧路根室間ではなくて、釧路中標津道路間、地域高規格道路の整備というふうに認識しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 釧路外環状線の工事、あれはどう見たって高速道路のつくりですよ。そして、今、別保の山の上ずっとやっているのも一般道路をつくっているとは思えないですよ。あれも、やはりつくり方は高速道路、ただ、有料の高速道路ではなくて、その有料の高速道路を利用させていただくための導入路だと思うのです。根室から釧路まで、高規格道路というのは。それでないと意味がないわけだから。それだったら、全部有料にすればいいのだけでも、有料にしても採算が当初から見込めないから高規格道路として高速道路に入ってもらい、そのためにつくるのが高規格道路だと思うのです。どこ行ってもそうでしょう。十勝行っても、日高のほうの道路にしてもみんなそういう道路を通して高速道路を利用してもらいということを考えてつくっているのですよ。

ですから、今、別保のほうでやっている工事だって、そういうものに直結するためにつくっているわけだから、今、結果的にあの山を、あれだけの工事をやって、あれは272に結びつく道路だと単純に考えるわけにはいかないと思うのです。あの道路を利用しないで、上尾幌の裏まで来ているのですら、もう。近くまで。

そこから急にぼつんと曲げて、別なルートを考えるなんてことはあり得ないと思うのです。そうすれば、その先どうなるのかということをややはり行政のほうでも、町のほうでもきちんと把握をしていただかないと一般町民として44号線はもう投げられてしまうのかというような思いになられたら困るのです。

そして、当初の予定どおり片無去、太田を通過、名前挙げていいかどうかかわからないけれども、白石墓園の上のほうを通過して糸魚沢、根室に向かうというコースを当初どおりやるのか、そういうことをやはり町としては先に先にやはり情報をつかまえていただかなければ、いやいやいつの間にかあっちにできてしまったと、あのときは高速道路と言っていなかったよなどと、今の課長の説明みたいに言えば。外観道路でしたとか、別な名前で言われるとあれは高速道路ではないのだなどと、だけどできてしまったら高速道路だったと、そして厚岸は全部、車が素通りしてしまうというようになっては困るのです。

そのあたりをきちんと押さえて、我々に説明していただかなければ困ると思うのです。わからない、わからない、そんなわからない話をするのだったらしないほうがいいし、載せないほうがいいのです。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ちょっと私の説明が悪かったかもしれません。

国のほうのこの北海道自動車道を整備するに当たって、本別までは従来で言っている道路公団という手法でやっていますから、札幌から本別までは有料になります、インターチェンジから入ることによって。

本別から、こちらのほうに向けての整備につきましては、費用対効果、BバイCという部分でいくと、必ずしも数字のとれないという部分では整備をするために国の直轄事業で行っております。直轄事業で高速道路の整備を行ってきております。それが阿寒までの高架ができております、来年の3月ぐらいになるだろうと言われております。

その阿寒から先の部分については、先ほどから言っているような外環状線道路という名前のもとに国のほうでは整備を進めておりますが、これもまさしく高速道路です。高速道路なのです。この北海道横断自動車道となるための整備なのです。そして別保までのインターが今、整備される予定だと、外環状。

言ってるのは、その別保インターというのが深山がおりていって272に入っていく先にはできるのです。そこまでが北海道横断自動車道での整備区間ということで、ルートは決まっている整備なのです。そしてなおかつ、上尾幌の上のほうと言われてはいますけれども、そちらのほうの整備については、今度は釧路根室間ではなくて、釧路中標津間については、今度は北海道横断自動車道ではなくて、地域高規格道路という別のルートが計画であります。そちらのところを整備を逐次やっているということなのです。

その深山がおりていって、上からずっと来ている道路ありますね、あそこの終点が今、別保インターになります。その別保インターから根室に至る区間についてはまだ整備区間になっている、基本計画路線になっていないために調査をして、そして優先順位を決め手ルートを決めていくという話になるものですから、いまだルートについては真っ白な状態。

谷口委員が先ほどちらっと出された、前、一時期、今からもう20年ほど近くになるのですけれども、厚岸道路という話がありました。先行的に整備するために厚岸をバイパスで結ぶという計画も一時期ありましたけれども、そういったものは一切、没になって

今は白紙の状態でございます。

ですから、全て別保のインターからこの先はまだ何も決まっていない、調査もしないといけない、その調査をした後にルートを優先順位を決めていくという状況ですので、本当に別保から先についてはまだ何も決まっていない。整備もされていない、整備をされているのは別なルートの部分でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

そうすると結果的には、その別保インターといっても、もう山上がってしまいますよね。深山トンネルの上に汽車で言えば、あの上に上がってしまうわけだから、あのルートからどっちかに今、工事をやって、今、私が言ったコースを使うのか、それともあのインターチェンジをつくろうとするところでルートを変えるのかということは、全くわからないと。

ですから、そういうことことも含めて、その44号線が活用できるのか、できないのかも含めて、やはり厚岸の住民にすると44号線が無くなれると困るわけです。どの地域の人も。

それを含めてきちんとした情報をつかんでいただかないと、いつの間にかできてしまったけれども、住民にとっては非常に一部のトラック業者はいいかもしれないけれども、その他の一般住民は非常に不便を強いられる、あるいは電灯が傷んでも、ほとんど修理をしてもらえないというような状況になっては困ると思うのです。

そのあたりも含めて早い段階で住民に情報を知らせるということをしていただかなければ困ると思うのですが、その点はいかがですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） そういうことは十分、私ども行政としても気に掛けていけないといけないと思いますし、先ほどのご質問の中でもあったとおり、高規格道路というのは国道とは違ってインターでしか乗りおりができない、料金がかからなくても、そこでしか乗りおりできない。乗るためには遠回りすることも当然、場所によってはあり得るということでございます。

そういった部分では、この国道44号線という部分はこれからも変わらず釧路根室間の大動脈というか、動脈として整備を図っていただかなければならない、その思いでこの高規格幹線道路の整備もありますけれども、一般国道の整備ということで、道路の拡幅であるとか、冬期間の路面对策であるとか、冠水対策、交通安全対策、こういったものを国に対して要望していくという部分をお示ししておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、次に進みます。

次に、9の住宅に入ります。

23ページ、基本構想の変更と、あわせて後期行動計画の21ページ、第9節、住宅の審査に入ります。ございませんでしょうか。

6番、堀委員。

●堀委員 ここで、まちづくりの指標で町営住宅の管理戸数、現状が3.7戸、これが人口100人当たりの管理個数ということで、目標値において3.9戸というふうになっているのですが、現況、平成25年度当時の管理個数がこの間も12月の定例会で用途廃止と新規計上の条例改正ありましたけれども、現在の管理個数が何戸で、目標値のこの3.9戸というものは人口減少も踏まえた中で何戸の管理個数にするのか、今後、除却を何戸して、新たに建てるものが何戸なのか、当然、それらも全てが計算されていると思うので教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） お答え申し上げます。

今般、有明住宅の解体、1棟4戸であります。松葉団地が1棟4戸ということで、現在では個数には変更ございません。4戸減で4戸増になります。

それで、現在は390戸と捉えております。平成31年には何とか370は維持したいということになります。

人口は減るという推計ではありますけれども、この各戸個数、民間の借家、アパート等も含めた住宅ストックの計画でございますけれども、何とか町営住宅、今後、長寿命化ですか、そういった周辺が開けることになる予定でありますけれども、何とかこの31年には370を何とか維持をしていきたいと、そのような計画でいるところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると有明団地、あそこは総体で40戸の団地だったと私、記憶しているのですが、では有明団地、40戸全部除却して350に対して、370にするには、当然、今現在、松葉町の松葉1というところと松葉2というところ、今、建設中のところ合わせて8戸ですから、残り12戸ほどを今後5年間で整備するというふうに理解してよろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 有明団地につきましては40戸で、先般、4戸解体ということで36になるわけですが、平成31年までには、有明団地については31年までにはそのほかに

ら12戸、つまりこの間の4戸を加えると16戸の廃止というふうに考えてございます。

それから、奔渡団地に平屋建てがまだ実は残っているのですが、これも28年から30年にかけて12戸の用途廃止ということでございまして、この間に有明団地の建てかえ移転ということで、今般26年に4戸でありますけれども、あとそのほか28、29、31年までには、これはあと4戸、この街中にどうかという推計の中での計算となっております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、有明団地の老朽化に伴う建てかえとして、街中居住として40戸を全て街中で整備するのではなくて、有明団地にもある程度の個数は残すといった中で、今現在、24戸を廃止するのであれば、残り16戸を残すという、16戸といえば4棟分ですよ、あそこは1棟4軒ですから4棟分を残すということ。

これは、そうすると残すところというのは、Aの1、2、3、4、5、6、7、8、9、10とあったと思うのですが、こちらから向かってというか、筑紫恋側に向いて左側の棟、そちらを残すという理解でよろしいのでしょうか、右側のほうは全て壊すという理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） そこは平成31年段階では、まずは4棟残っている状態となります。今、6棟あるのですが、6棟あって26年に1棟解体、一列しかないのですよね、一列しか。

今回、湾月側から入って一番手前の列を解体、次には次か、一つ飛ばしてということで、前のほうから順次解体していったら、後年度のほうは後ろのほうに行っていますので、筑紫恋川のほうが残していきたいと。

今回の総合計画の中では4棟、まだ残していくと、つまり筑紫恋川の4棟が残っているという状況に考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。

それで街中居住の住宅なのですが、松葉1、松葉2ということで、松葉2が今現在、整備中でやって、あと4戸を31年までにつくるということなのですが、私も簡易耐火構造の木造の平屋建てというのは管理上というか、長期間での30年とかの耐用年数を考えていたときの更新の費用や何かも考えていたときには、一番効率的ではないのかなというふうには理解はしているのです。

ただ、町民の中にはせっかく街中につくるのだから、せめて2階建てとか、そういうものでつくったほうが個数として整備したほうがいいのかという町民の声というのがあります。

そういう声というのは実際には建設課のほうでも聞いているとは思いますが、

も、これらについてはどのようにお考えになるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） まず、有明団地からの移転建てかえについては、基本的には街中団地へというふうに考えておりますけれども、現在、進めているのが松葉団地ということで、湖南地区なのですけれども、湖南地区のほう、たくさん用地があるようで実はないですね、なかなかない状況です。

そういった中で、その何とか確保できる土地に2階建てという部分では非常に理想なのでしょうけれども、そういった日照権の問題であるとか、特に市街地でございますので、大通りに面するだとか、そういったところでございますので、今後の計画は実は木造平屋ということ考えております。

次期総合計画の見直しにおいても再度、また公営住宅の配置というものも乗せてくる予定になっていると思いますが、やはり街中、今度は湖北といいますか、そういったほうも考えていかなければならないだろうということで、この時点ではまだ湖北のほうでは2階建ては不適だとか、そういう判断はしてございませんけれども、現状、湖南地区においてはそういった関係で必要な個数と、それから確保できる敷地、そのようなことを考えて、それから大通りに面するだとか、そういったような関係で今のところ2階建ては考えていないところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 であれば、そのようなきちんと町民の声としては、せっかく少ない土地の中に先ほど課長も言われていましたけれども、湖南地区のほうではなかなか用地の確保が難しいのだといった中で、ただ、どうせつくるのであれば、それでは2階建てなりをつくったほうがというのが町民の声としてどうしても出てしまう。

先ほども言いましたとおり、私は木造の平屋建てが一番いいというふうに、この建築構造が一番いいというふうには思っているのですけれども、やはりそう思わない町民というものもいる中で、やはりそういう発信というものをやはりしていく必要というものが今後の事業、円滑に進めていく上で必要ではないのかなというふうに思うので、やはりその点については、今現在は31年までには湖南地区のほうに4戸ということで、これはもう平屋建てということの中ではいいのですけれども、やはり今後、これをつくるときにおいてもやはりそういう町民からのいろいろな不満というか、そういう声というものが出てくると思うので、やはりそういったときにきちんとした説明というものをしていきながら、事業の推進というものに取り組んでもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） ありがとうございます。

何とか町民と話しをする機会を設けていながら、町民の期待に応えられる住宅整備について検討してまいりたいというふうに思います。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
休憩します。

午後 4 時39分休憩

午後 4 時41分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。  
8 番、竹田委員。

- 竹田委員 住宅のほうの部分でちょっとお聞きしたいのですが、地域の木材の利用ポイントということで地産地消の部分で、地域でつくった木材を地域で消費しようという取り組みがなされております。

この取り組みについては国も道もやっているのですが、厚岸町としての取り組みというのは今までずっと見ているのですけれども一切と言っていいぐらい、全くない、そういった部分で厚岸町にも豊かな森林がある中で、この地産地消の木材の利用ということをやっていない、これについてはどう国のやり方に対して町が全く取り組む気がないのか、それとも勝手にやれという姿勢なのか、その辺が全く見えていない部分についてお伺いしたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） ちょっと飛びますけれども、林業の面でお答えさせていただきたいと思いますが、さきに資料要求ございました谷口委員の要求資料のほうにも各種団体との懇談会の主な意見ということで、ご意見等を懇談会の中でいただいているところでございます。

6 ページのほうに50番、51番、52番ということで、林業に関するご意見等もいただいているところでございますけれども、意見としても地域材の利用についての町の単独の補助事業は設けないのかとか、また地域材を利活用する取り組みを行ってほしい等々のご意見をいただいているところでございます。

具体的な中ではございますけれども、いろいろと今、木材購入となりますと地域、厚岸、浜中の中でもそういう加工業者さんもいらっしゃいますし、地元という中からいいますと、当然、いろいろと仕入れルートはあろうかと思いますが幅広く言えば道産材、さらに縮めらしていくと釧路、根室というような中でそれぞれ木造建築におきましては利用されているというふうに思っているところでございますけれども、改めてこれらの部分につきましては今までの前期、後期のほうにも記載状況はございませんけれども、当然、国のほうでのそういう指針もございますから、この計画に盛り込みない中で

はございますけれども、国の方針、道の方針等に従った中でPR、いろいろそういう企業関係もいらっしゃいますし、いろいろな今回ご意見もいただいておりますけれども、それであれば具体的にどのような施策展開を図っていくような検討ができるのかということで、後期の中では具体的なうたい込みはしておりませんが、十分な検討をさせていただきながら、広くやはり地域の中での材を活用いただけるようなシステムを検討していくような後期行動計画の中での位置づけ等には具体的にはなっておりませんがもししていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 せっかくそういう国、道の取り組みというのはなされている中で、厚岸町としてのその取り組みがこの総合計画の中に出てこないというのは、ちょっといささか不満であるなというふうに思うのですけれども。

ぜひというか、厚岸町では森林を育てる、木を育てる、次世代に貢献していくといった中で、木材の利用価値を高めていくことによって森林の荒廃を防ぐということもつながっていくので、その部分については厚岸町で育てた木を厚岸町で使うと、ましてやこの今は公住の話も出ていますけれども、この公住についてもせっかく木造の平屋なので、カラマツ、厚岸町の森林の間伐材、またはその利用度が一番高い、森林の中での木材の名前については、カラマツが断トツ1位ではないかと思うのですけれども、これらについての利活用というのは全くないわけです。

それで、ぜひ公住を建てるといったときの考え方で、厚岸町のカラマツ等の活用をしていかなければならないだろうというふうに思うのですけれども、それらについてこの総合計画の中にぜひ盛り込んでいただきたいと、盛り込まなければ厚岸町の取り組みも全く見えてこないということにもなるので、ぜひ入れていかなければならないのではないかと、入れてくださいではなくて、入れていかななくてはならないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まずもって、私も研究不足という点もございます。当然、このような形での国の施策、道の施策が出ている中において当然、地域材を有効活用していただきながら、町内の中で巡回していくと、これは本当に当然やっていかなければならない施策だというふうに考えております。

それと、現状の中でそれぞれ厚岸、浜中等々で製材会社さんはいらっしゃいますけれども、それぞれの流通経路等があります。当然、地域の中でというような形での普及を図っていただく上でも、それぞれ流通に乗っている部分というのがございますので、地域の中での材をそのまま活用していただけるような仕組みづくりというものも十分、検討していかなければならない部分だと考えております。

そういった面では、委員ご指摘いただき、ご提案いただいたような形で、やはりせっかくいただきました、懇願いただきました内容が総合計画のほうに反映しないというこ

とはやはり貴重なご意見をいただいている部分でございますので、検討させていただくような中でも整理を図らせていただければなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 建設課のほうでの平屋の木造住宅つくる中で、木材を使う使わないということの検討についてはどうなのですかということにお答えしていただいているのではありません、その辺についてはどうですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） このたび、この計画策定に携わらせていただいた中で、当然、地元木材の利用ということも私ども建設課としては検討をさせていただきました。

過去には、大量に町内供給できるような材木の確保とかがあったというふうに聞いておりました、そういったことも何とか漏れないのかということでありましたけれども、現状ではなかなか総合計画ですから、住宅1戸建てるためにカラマツを使うとか、そういう観点は実は持っておりませんでしたので、そういう考え方はここに入っておりませんけれども、できるだけそういった調達できるものについては取り入れについて実現可能なものについては取り入れてまいりたいなというふうに思いますけれども、実際にカラマツでいいのかどうかということ、製材会社とも相談させていただきまして、今後の公住の整備には何とか取り入れるようなふうに考えていきたいと思っておりますけれども、この具体的なこの計画の中の明示するということについては、長い5年間の計画で、それが町内供給が果たしてどれだけできるのかといったことも実は検討も必要でありますから、何とか文言については追加等がない状態で進めさせていただきたいなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 町の林産業の活性化ということをやっとうたってきて、相当な町の税金も投入してきて今までずっとやっってきているわけですね。

その半面、その育ててきた木材の利用価値ということを全く考えていないということ自体は、非常におかしな問題だというふうに思うのです。ましてや、木材の利用価値のほとんどがやはり建設に使わなければ使っていけないというのがあると思うのです。

ですから、それらについては遅かれという話にもなるのですが、今後その公住、木造に当たってのカラマツの利用というのは、それがいいのか悪いのか何という、そんな話ではなくて、カラマツで実際、利活用ということでいろいろなカラマツの利用であちこちで、例えば一般的な牛舎等にも使っていますし、集成材の階段の章食材とかにも使っていますし、合板にも使っているといった部分でカラマツの利用度については相当、技術的にも上がってきています。

曲がりそりについても、一番ひどいのはカラマツだというふうに言われていますけれ

ども、集成材という形でコストは少し上がるけれども、それで作ったものを地産地消していくという考えになっていますので、ぜひそういった林産業の活用を高めていくことが、また次世代に広がっていく森林活用につながっていくというふうに循環型ということを考える上で、ぜひそういうことを考えていただきたいと思います。

特に、建設課のほうにはそういうことを使っていただくよう、指導もしてほしいし、活用することを望んでおきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 4 時54分休憩

午後 4 時55分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 大変申しわけございません。

あらかじめ、先ほどの点で休憩をとらせていただいて、ご答弁させてもらえればよかったかなと反省しております。

私、今までこの計画づくりに携わっていた中で、知識を持って答弁してしまいました。大変、申しわけございません。

当町の公営住宅の建設に当たっては、具体的には張りの集成材、それから化粧板とか、そのようなものについては道産材ということで指定をして、発注をさせていただいている、その結果、道産材で発注ではありますけれども、ほとんどが町内からの仕入れということで使わせていただいているということでございました。

大変、間違った答弁してしまっておわび申し上げますが、今後も引き続き町内木材の利用という概念を持った整備を進めてまいるところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 時間もないのであれなのですが、この木材の利用ポイント制度について、町民に例えば道なり国なりから、いろいろなパンフレット等が厚岸町にも届いていると思うのですが、そういった部分のその活用というのですか、例えば課の受け付けのところに利用ポイントが町民にとってはプラスになる、住宅を建てる時にプラスになる話ですね。

その利用ポイントが使っていただけると、住宅を建てる時にポイントがもらえると、商品券並びに地産の物品等がもらえるとといった、そういった町民に対する理解を深めるための促すパンフレットの活用だとか、そういったことというのは町民に対してはどの程度、今までやってきたのか、それも含めてお願いします。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 先ほど答弁と同様なお話になってきますけれども、町内での木材建築となりますと当然、道産材の中での利用ということで、当然、地元の中という厚岸、さらには浜中周辺にもそういう製材会社等がありまして、それぞれの企業の仕入れルートというのもございますけれども、広くはやはり地域の中で動いてきたということで理解しております。

その上での厚岸町としてのそういう木材利用の推進という面からいいますと、具体的なかで厚岸町で伐採、さらには製材された木材について利用促進をしてくださいというような中での政策展開はしてこなかった状況にはございます。

ただし、当然、地域内、流通コストがかかるものを本州から木材を購入ということはなかなかないというふうに考えておりますし、今後も道内、さらには厚岸町の製材された木材等を活用いただけるような中での今、質問者おっしゃっていただいたようなPR活動等、改めて町民の皆様に周知を図らせていただきながら、活用を図っていただくような展開を検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 PR活動の中で、そのパンフレット等というのは、例えば課に、町民が見える場所に置くとか、そういうことはしていないのかという質問だったのですけれども。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後4時58分休憩

午後4時59分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。  
環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 私ども環境政策課の窓口のほうでもパンフレット等は置かせていただいておりますけれども、広く周知をさせていただくような配付方法になっていないということがわかりましたので、1階ロビー含めた中で、さらには建設課等も連携した中で、そういう中での冊子も目に届く、また説明に利用できるような形で活用してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（佐藤委員） 予定の時間なので、申しわけないですけれどもきょうの委員会はこの程度にとどめて、あすの10時から、また谷口委員の質問から始めたいと思いますの

で、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本日は、程度にとどめ委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後 5 時00分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 7 年 1 月 1 4 日

第 5 期厚岸町総合計画審査特別委員会

委員長